

令和7年第2回ニセコ町議会定例会 第1号

令和7年3月5日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和7年度町政執行方針
- 6 令和7年度教育行政執行方針
- 7 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(工事請負契約の契約金額変更)
- 8 発議第 1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案
(発議者／ニセコ町議会議員 小松弘幸)
- 9 発議第 2号 ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 10 発議第 3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例
(提案理由の説明)
- 11 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）
(提案理由の説明)
- 12 議案第 2号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）
(提案理由の説明)
- 13 議案第 3号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）
(提案理由の説明)
- 14 議案第 4号 指定管理者の指定について（ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター）
(提案理由の説明)
- 15 議案第 5号 普通財産の無償貸付について（旧宮田小学校屋内体育館）
(提案理由の説明)
- 16 議案第 6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 7号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)

- 1 8 議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 1 9 議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 0 議案第 1 0 号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 1 議案第 1 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 2 議案第 1 2 号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 3 議案第 1 3 号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 4 議案第 1 4 号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 5 議案第 1 5 号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 6 議案第 1 6 号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 7 議案第 1 7 号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 8 議案第 1 8 号 ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 9 議案第 1 9 号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 3 0 議案第 2 0 号 ニセコ町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 3 1 議案第 2 1 号 ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
(提案理由の説明)
- 3 2 議案第 2 2 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 3 3 議案第 2 3 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計予算

(提案理由の説明)

34 議案第24号 令和7年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算

(提案理由の説明)

35 議案第25号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算

(提案理由の説明)

36 議案第26号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計予算

(提案理由の説明)

37 議案第27号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算

(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1番 高瀬 浩 樹

2番 大野 幹 哉

3番 高木 直 良

4番 榊 原 龍 弥

5番 前 原 孝 植

6番 小 松 弘 幸

7番 斉 藤 うめ子

8番 木 下 裕 三

9番 篠 原 正 男

10番 青 羽 雄 士

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長

片 山 健 也

副 町 長

山 本 契 太

会 計 管 理 者

藤 志 伸

総 務 課 長

福 村 一 広

総 務 課 参 事

森 玲 子

消 防 庁 舎 整 備 室 長

黒 瀧 敏 雄

企 画 環 境 課 長

桜 井 幸 則

企 画 環 境 課 参 事

阿 南 孝 宏

税 務 課 長

鈴 木 健

町 民 生 活 課 長

富 永 匡

保 健 福 祉 課 長

重 森 省 宏

農 政 課 長

中 川 博 視

農 業 委 員 会 事 務 局 長

長 田 陽 介

農 政 課 参 事

石 山 智

国 営 農 地 再 編 推 進 室 長

馬 淵 由 香

商 工 観 光 課 長

馬 淵 由 香

商 工 観 光 課 参 事	三	上		進
都 市 建 設 課 長	橋	本	啓	二
上 下 水 道 課 長	石	山	康	行
総 務 係 長	佐 々 木		一	茂
財 政 係 長	浅	井	理	登
教 育 長	片	岡	辰	三
総 合 教 育 課 長	淵	野	伸	隆
総 合 教 育 課 参 事	阿	部	信	幸
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	三	橋	公	一
こ ど も 未 来 課 長	齊	藤		徹
代 表 監 査 委 員	佐	竹	三	郎
農 業 委 員 会 会 長	荒	木	隆	志

○出席事務局職員

事 務 局 長	加	藤	紀	孝
書 記	佐	藤	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、大野幹哉君、3番、高木直良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの10日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵由香君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来課長、齊藤徹君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和6年度定例監査の結果報告を受理しています。また、靖国神社国営化阻止道民連絡会議から日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会から政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則

の徹底を求める要望書、以上の2件を郵送により受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第2回ニセコ町議会定例会、どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、第2回ニセコ町議会定例会に当たって行政報告をさせていただきます。

タブレットの002の01を御覧いただければと思います。令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也、行政報告を申し上げます。

まず、1ページ目の総務課の関係であります。新年交礼会を1月6日開催させていただいておりますが、その下、2として令和6年度ニセコ町功労者等表彰審議会の開催ということで、記載のとおりそれぞれニセコ町功労者の方をこの新年交礼会の席上で表彰させていただいております。受賞者につきましては、ニセコ町功労者として川原友明さん、ニセコ町農業委員、あるいは固定資産評価審査委員会委員として、あるいは現在また民生委員、児童委員として幅広く町政にご尽力を賜りました。また、お二人目として感謝状の贈呈ということで、志村孝一さん、この方はニセコ町副町長として過渡期に大変なご尽力いただき、さらに退任後も保護司として大変なご尽力をいただき、ニセコ町の更生保護に尽力され、町政振興の発展に大いに貢献いただきました。次に、西本茂男さん、この方はニセコ町身体障害者相談員として本町の社会福祉の貢献に大変ご尽力いただいたという方でございます。それぞれ感謝状を贈呈させていただいております。また、さきに決まっております産業貢献者の表彰もこの席上で行わせていただいております。お一人は中野清さん、ニセコ町建設業協会の理事を務めながら、倶知安地方警察署友の会の副会長として、またニセコ支部長として防犯や交通安全にも大変ご尽力をいただいた方でございます。また、もう一人、成瀬わたる様はようてい農業協同組合の水稲生産組合のニセコ支部長として長きにわたりご尽力いただき、ニセコ町産米のブランド化の普及に大変なお力を発揮していただいた方でございます。また、お一人は欠席でございましたが、松本恵子様でございます。ニセコ町商工会女性部長などを歴任し、商工会女性部のリーダーとしてご活躍いただいた方です。ニセコ町の花づくりも大変貢献された。この皆さんに感謝状等を贈呈させていただいたところであります。

その下、3として第1回ニセコ町議員報酬等審議会の開催ということで、12月6日、それから2月5日には非常勤特別職に係る報酬額改定についてご審議をいただいたところであります。

その下、4として後志町村会の開催ということで、12月24日、それから2月17日、記載のとおり開催をしております。

また、2ページ目のほうに移っていただきまして、後志町村会の負担金審議会等は記載のとおりとなっております。

中ほど、5として後志広域連合のそれぞれ各種会議を行っておりますが、2月6日には町村長会議、それから2月27日に第1回広域連合議会定例会が開催されているところでございます。

次、3ページ目ではありますが、羊蹄山ろく消防組合議会につきまして12月4日、それから2月21日、それぞれ構成町村長会議を開いて、記載のとおり議案審議を行ったところであります。

その下のほう、7として北海道自治体情報システム協議会、それぞれ幹事会、運営委員会等記載のとおりとなっております、4ページ目の上段であります、理事会を2月26日開催し、同日定期総会も開催しております。この協議会につきましては、引き続き私が会長に再任をされたということでございます。

その下、8として市町村長政策研究会、2月14日、出席をしております。

また、9としてニセコ会議2025経営フォーラムがヒルトンニセコビレッジで開催されております。2月7日でございます。この会議自体は、日本の大変有能な経営者の方の集まりでありまして、2年後にはダボス会議のような国際会議を目指して会議を開催するというふうにお聞きをしているところであります。

以下、会議、御覧のとおり出席しておりまして、5として各政治セミナー等に出席をしております。

5ページ目の中ほどであります、原研哉先生が紫綬褒章の受賞祝賀会が東京でありまして、この原研哉先生はニセコ町のまちづくりに大変貢献をいただいて、ご指導いただいている方でありまして、昨年有島記念館において竹尾ペーパーショーを開催いただきましたときの総合コーディネーターとして、プロデューサーとしてニセコ町に来ていただいて、展示をしていただいたキーマンでございます。

以下、それぞれ各種会議行っておりますが、後段17、日本重化学工業株式会社の幹部の方が来られて、ニセコ町での違法伐採、植生復旧計画について説明を受けております。これは、蘭越で実施しております地熱開発の調査の関係の内容であります。

6ページ目をおめくりいただきまして、19として北海道ウッドビルディング賞の授賞式がアンヌプリにあります八海醸造のニセコ蒸溜所で開催をされております。これは、ご承知のとおりニセコ蒸溜所が羊蹄カラマツ材を使って建築をしているということで、デザイン性も大変優れているということで北海道知事からの登録をされたという伝達式でございました。

その下20として土地の寄附、それぞれ記載のとおり桂台、字曾我、それから字黒川、次のページめくっていただきまして、字宮田、字桂台、合計22筆、1万7,425平米につきまして、11月から2月までの間に土地のご寄贈をいただいております。

以下、21として、原子力の関係、それぞれ泊関係の会議が8ページまで記載のとおりとなっております。

8ページの25ですが、第11回尻別川減災対策協議会、第7回尻別川流域治水協議会について2月20日、ニセコ町民センターで各関係機関、各町村長集まって、尻別川の流域治水について議論をし、

今後の方向性について話し合ったところでございます。

その下、8ページ後段であります、消防庁舎整備室の内容であります、消防庁舎の建設について記載のとおりそれぞれ会議を開かせていただいております。

次、9ページ目、企画環境課の関係であります。1として北海道新幹線及び高速道路の建設促進についてということで、(1)、(2)、それぞれ並行在来線対策後志ブロック会議の内容につきまして担当レベルの会議が開かれております。この内容におきまして、バス会社と北海道においてバス路線の維持の転換の可能性について引き続き継続協議中であるという旨の報告があり、特段の進展についての報告はなかったということであります。

その下、3として地域の持続的発展を考える自治体連絡会の内容であります、これの内容は12月25日から各国会議員等回っておりますが、過疎法の関係で、過疎法が切れると思われる団体が北海道内11自治体ありますので、そこで連携をして、過疎から脱却というのは大変なことありますので、頑張って人口を増やしたときに、過疎から脱却したときに今何にもないというのはおかしいではないかということで今後勉強会を立ち上げて、新たに過疎から卒業した団体への国の支援の制度設計を議論したいということで、これから勉強会を開始するというようなことで、これらも含めた挨拶回りということであります。

その下、4として第68回提言・実践首長会を開催しておりまして、神奈川大学の青木宗明先生のご講演と議論をさせていただいております。これは、宿泊税についての理論的な考え方を再度学習するとともに、青木先生は宿泊税につきましては普通税として原因者負担を明確にすべきでないかという考えをお持ちの方でありまして、今後の制度設計につきましても生かしていきたいというふうに考えているところであります。

その下、5としてまちづくり基本条例第5次改正検討委員会が2月5日開催されております。

次、10ページ目であります、上段、6として地域公共活性化協議会ということで地域交通の活性化協議会、それぞれデマンドバスですとか交通維持について話し合われております。

また、(2)として1月29日は第4回北海道後志地域公共交通活性化協議会が後志総合振興局で開催されておりまして、後志全体のバスの運行等について確認をしたところであります。

その下、7として自治創生総合戦略(第16回自治創生推進協議会)が12月26日開催され、以降17、その下に17回目が2月7日、そして(3)として第230回まちづくり町民講座で第3期ニセコ町自治創生総合戦略、これらについての議論をさせていただいたところであります。

その下、8として国際交流事業の実施状況ということで、(1)の国際交流事業、切り絵のワークショップから始まりまして、11ページ目であります、料理教室あるいはワールドカフェ2025が1月29日開催されたこと、あるいは英会話スクール等記載のとおりとなっております。

(2)のその他でニセコ町国際交流新聞等の発行、あるいはフェイスブックの状況について記載させていただいております。

その下、9として北海道新幹線のトンネル工事の減額ということで、小中学生のまちづくり委員会や子ども議会に参加した皆さんの希望者がトンネル工事の現場を視察をしているところであります。

次、12ページ目でありますが、11としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の状況、12ページ目に記載のとおりとなっております。令和6年は2月末現在で2,748名の皆さんのふるさと納税寄附をいただきまして、ふるさと納税の今年度の2月末現在の合計が1億3,054万1,000円ということで、ニセコ町にとりましては過去最高のご寄附をいただいたということで、寄附いただいた皆さんに厚く感謝を申し上げる次第でございます。

次、13ページ目、12としてニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、それぞれ倉庫群の利用状況書いてあります。合計にありますとおり、今年度は昨年比較で2,452人多くご利用いただいたということであります。

その下、13としてニセコ中央倉庫群の指定管理について、それから（2）として第2回指定管理者選定委員会が2月18日、ニセコ町役場で各委員参加の下、開催をされているところであります。

次に、14ページ目、上段であります。令和7年度採用の地域おこし協力隊の選考状況、それぞれ記載のとおりでありまして、応募者7人で内定通知3名ということで、着任予定が一応5月1日予定ということで、現在の地域おこし協力隊員数は28名となっております。

その下、15としておためし協力隊の実施ということで12月3日から12月5日まで、応募者4名に対応して実施しているところであります。

その下、16としてニセコ町ギフトカード配付事業実施状況、2,632世帯、4,881人を対象として行っておりまして、2,341万2,000円の利用ということで、カードの使用率は95.93%ということになってございます。

以下、17として防災ラジオの配付状況、記載のとおりとなっております。

また、18としてニセコ町まちづくり懇談会、全14会場、参加者147名、意見数が全体で174件ということで、デマンドバスのこと、あるいは高校改革、最近農業用水の汚れが目立つのではないかなというお話があったり、お子様を持つ保護者の皆さんがリフト料金が比較的高額になっているので、これらの対応できないかでありますとか、住宅不足、あるいは中学校の部活動やスポーツ少年団の活動について、あるいは新幹線の並行在来線のこと、高速道路、あるいはビュープラザの再築に関して、それから農業者の方からは有害鳥獣対策についての拡充要望とか様々な意見交換があったところでございます。

次、15ページ目、上段、19として広報広聴検討会議が11月29日開催され、広報紙の特集状況、その下に記載のとおりとなっております。

21として行政視察の受入れ状況について記載のとおりでありまして、今年度のところは43団体396名の皆さんが視察に来られているというような状況であります。

その下、各種会議、それぞれ開催をさせていただいており、あと参加をそれぞれしているところであります。

次飛んでいただきまして、16ページ目であります。25として第229回まちづくり町民講座「わたしたちの“水環境のまち”ニセコ～ニセコの生活文化を未来に引き継ぐ～」ということで、ニセコ町の環境アドバイザーをしていただいております環境省環境汚染対策室長補佐の金井信宏氏に来ていただいて、講演と議論させていただいたところであります。

その下税務課の関係であります、1として令和6年度分の町税の収納実績、それから国民健康保険税の状況について記載のとおりとなっております。

その次のページであります、17ページ目、町民生活課の関係であります。1としてニセコ町民センターの貸し館状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、2として住民基本台帳ネットワークの運用状況ということで、現在の交付件数、表の中に書いておりますが、4,548件ということで交付率が83%となっております。

その下、3として一般廃棄物の処理状況、ごみ収集量の状況、記載のとおりとなっております。

その下、4、羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議、これが12月4日に開催されておまして、次のページ、18であります、第3回目の会議が2月21日、倶知安町で開催されております。この中で老朽化してきている羊蹄衛生センターのし尿処理の施設につきましては、更新費用が当初20億円ということでありましたが、現在2.5倍に膨れ上がっているということで、50億円を超えるような事業費となっております、これは再検討が必要ではないかということでありまして、負担金の割合見直しも含めてプロジェクトチームを設置して検討するよう私のほうから要請しているところであります。

その下、5として羊蹄山麓7町村、サントリーグループのボトル・ツー・ボトル水平リサイクルに関する協定締結式が2月6日に行われております。これは、羊蹄山麓とサントリーグループがペットボトルをペットボトルとして再生するということでの水平リサイクルを羊蹄山麓全体でやっていくということでありまして、これまで町のペットボトルにつきましては一部洋服に加工ですとか、物によっては助燃剤として燃料剤になっているということでもありますので、今回ボトル・ツー・ボトルになるということは大変リサイクル上も価値あることではないかというふうに思っておりますので、進めていきたいと考えております。

その下、6、北海道合併浄化槽普及促進協議会役員会が開催されておまして、会長に宮坂厚真町長、副会長に私が引き続き就任させていただくことになりましたが、この中で北海道の幹部職員、担当課長等も来ておられましたので、現在合併浄化槽につきましては建築基準法に基づいて進められておりますが、ニセコ町を含めてリゾート地においては現在普通の建築基準でいくと例えば5人槽とか10人槽でいいのですけれども、今建てられている方が1部屋に1つずつお風呂があったり、トイレがあったりということで、1月、2月、満床状態になるとオーバーフローしている実態があるということも現場から確認の声が上がっておりまして、これらについての制度改正を現在北海道に要請をしているところであります。北海道内においては、現在住宅部門の住宅局のほうでの検討と、それから合併浄化槽の法制部門との検討をそれぞれ進めていただきまして、何とかニセコ町での場合によっては単独条例規制がオーケーであればやりたいと思っておりますし、ニセコ町を指定することによって合併浄化槽の機能をきちっとできるような、そういった指定も北海道のほうでできるのではないかなというふうなお話も伺っておりますので、現在その検討を急いでもらっているというふうな状況でございます。

その下、7として無料法律相談、札幌弁護士会のご協力でそれぞれ12月から記載のとおりとなっております。

次、19ページ目でありますが、保健福祉課の関係であります。社会福祉委員、民生委員の会議をそれぞれ開催しているところであります。その下、地域共生政策自治体連絡機構臨時総会が東京で開催いただいております、これは介護保険制度を含めて厚生労働省の様々な政策について自治体首長がいろんな意見を言い合いながら精度を高めていくということで作られたものでありまして、現在引き続き私も理事として参加をしていくこととしてございます。

その下、3として災害弔慰金審査会、7月9日、記載のとおり開催させていただいております。

その下、4、ニセコハイツ等入居状況ということで、ニセコハイツときら里の入居状況となっております。ニセコハイツにつきましては50人中45名の利用、きら里につきましては18人中17人の利用ということでございます。

その下、5として新型コロナウイルスワクチンの接種状況、2月末、記載のとおりとなっております。

その下、6、各種健康診査の実施状況、乳児健康診査1歳6か月、3歳児健診、次のページ、20ページに行ってくださいまして、巡回ミニドック、乳幼児健康相談、パパママセミナー、幼児食の教室、乳幼児の母子を対象とした育児セミナー、産後ケア相談会、精神障害をお持ちの方の交流会、健康運動教室等、記載のとおりとなっております。

また、21ページ目、地区の巡回健康相談、記載のとおりとなっております。

13としてニセコ町健康づくり推進協議会を2月27日開催し、14として献血の実施状況、記載のとおりとなっております。

その下、15、令和6年度地域包括支援センターの運営状況ということで、2月末までの状況でございますが、1として総合相談業務が介護相談で143件、関係機関連絡調整155件、訪問件数649件、以下の地域ケア会議、それから介護予防の声かけ運動、貯筋教室、リハビリ訪問、それから22ページ目に家族介護交流会、それから（5）として認知症対策総合推進事業、以下6、7、8とそれぞれ介護予防のプランの状況、件数等、記載のとおりとなっております。

その下、16として令和6年度国の施策に伴う給付金の給付状況でございますが、新たに行った低所得世帯価格高騰緊急支援金、低所得世帯子ども加算給付金、事業完了の実績、そこに記載のとおりとなっております。給付総額は155世帯に対して1,550万円、子ども加算の分が120万円で、15世帯24人分ということでそれぞれ交付、給付を終わっております。

その下、（2）として定額減税調整給付金、これにつきましては定額減税4万円の分でございますが、給付実績2,880万円で728世帯に調整給付を行ったところでございます。

次に、23ページ目、農政課の関係であります。経営所得安定対策の実施状況ということで、ニセコ町内87経営体ということでありますが、ニセコ町地域農業再生協議会から申請をしたものであります。現在分かっている範囲で記載をしておりますが、畑作の直接支払の3月確定分は未計上であります。現在来ているだけの合計では2億6,265万円がニセコ町の農業主体、農業経営体に交付されているというような状況であります。

以下、その下、2としてJAようていの酪農組合でありますとか、各種会議、記載のとおりとなっております。

後段、5としてニセコビュープラザ直売会通常総会が2月21日に開催されております。

次に、24ページ目ではありますが、上段、6としてニセコ地区林業懇談会が1月27日、また南後志とようてい森林組合の通常総会がそれぞれ記載のとおり開催されております。

中ほど、9としてニセコ町堆肥センターの運営状況につきまして記載のとおりとなっております。

その下、10として令和6年度有害鳥獣被害防止対策支援事業、設備整備につきまして、22件ということで電気柵、爆音機、超音波、補助金総額は188万6,000円の補助を行ってきたところでございます。

その下、令和6年度有害鳥獣捕獲業務の実績、カラスからヒグマまでそれぞれ書いておりますが、鹿につきましては56頭、アライグマが314頭捕っているというような状況でございます。引き続き猟友会等のお力を得て、有害鳥獣捕獲対策を進めてまいりたいと考えております。

次、12として町有林の立木売払いということで、峠地区であります、売払い金額が274万円ということであります。

次、25ページ目ではありますが、上段、13として農業等の災害復旧単独事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

飛んでいただきまして、その下、国営農地再編整備室の関係であります、国営緊急農地再編整備事業の推進ということで、東部工区の換地委員会、川北地区、南西、それぞれ記載のとおりとなっております。

その下、飛んでいただきまして、一番後段、下であります、2として国営農地再編事業に関する中央要請ということで、新年度の予算確保に向けて国営を実施しているそれぞれの町村長の役員が集まって要請活動を行ったところであります。

次に、26ページ目ではありますが、土地改良の関係の会議、記載のとおりとなっております。

その下、商工観光課の関係でございます。1として観光審議会を11月28日開催させていただきまして、観光振興ビジョンのフォローアップ、それから宿泊税の使途について協議をいただいたところであります。

飛んでいただきまして、3として全国道の駅連絡会、国土交通省道路局との意見交換を1月30日開催しております。私も現在理事から幹事に役職が変わりまして、出席をして、国交省の皆さんとの意見交換をさせていただいたところであります。

その下、4として札幌から函館までの広域観光連携ということで、第1回の情報交換会、1月31日、函館市で開催されたところであります。今後大泉市長との提案で一緒に進めさせていただいておりますけれども、函館からの道路幹線につきまして、あるいは鉄道幹線につきまして連携していこうということで進めているところであります。

それから次、27ページ目ではありますが、5としてニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策の取組ということで、ニセコルールへの取組状況、それから（1）と書いてあります子ども向けの雪崩教本の作成と学校を対象に雪崩教育を実施ということで、ニセコ町、倶知安町の全小学校5年生に教本を配付し、それぞれ地域から雪崩啓発をしていくということで、ニセコ雪崩調査所の新谷所長に

来ていただいてご講演をいただき、子どもたちと懇談をします。あるいは、近藤小学校では倶知安警察署の山岳救助隊の皆さんにも参加いただいて、お話し合いをしていただくということを進めているところでもあります。引き続きニセコルールについての支援をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以下、飛んでいただきまして、6として令和6年度ニセコ町駅前温泉綺羅乃湯入館状況につきまして、記載のとおりとなっております。現在綺羅乃湯におきましては、カメラによる混雑状況の可視化システムを導入し、2024年12月から稼働しているところでありまして、ホームページで男性浴場の混雑度合い、女性浴場の混雑度合いが見られるという仕組みにしているところでもあります。

次、28ページ目ではありますが、上段、7としてキラットニセコの取締役会、それから8としてシーニックナイト2025、これは綺羅乃湯駐車場、ニセコ駅を中心に開催いただいているところでもあります。

9としてニセコ町商工会の新年交歓会が1月20日に開催されております。

10としてにぎわいづくり起業家等サポート事業の実施状況ということでありますが、本町におきましては、商工会に加盟している、あるいは加盟することを条件として、にぎわいづくり起業家等サポート事業を実施しているところでもあります。今年度につきましては、交付決定2件、200万円ということで、事業所の新設が1件、業種転換が1件ということであります。

その下、11、町内ポイントカードを活用した子育て支援事業ということで、ニセコ綺羅カード会が取り組むポイントカード、綺羅カードに対しまして、現在の電子マネーきらペイということでも活用いただいておりますが、子育て世帯の支援及びこのことによりまして地域内の消費を図るということで進めているところでもあります。綺羅カードの中学生以下のお子様のいる保護者1人につき2,000円を進呈ということで実施しておりますが、96万357円の利用がありまして、利用率といえますか、96.4%というご利用いただいているところでもあります。

その下、ニセコ町商工観光魅力アップ事業の実施状況ということで、現在町内4つのワイン製造事業者、販売業者さんが連携し、ワインツーリズムの基盤を強化するというところで様々な活動をいただいているというふうなことであります。

次、29ページ目ではありますが、13としてニセコ町グリーンシーズン観光動画コンテストwithミニケストラということで、グリーンシーズンにおける観光の活性化ということでこれまでも行っておりますが、みんなで伝えたい、冬ではないニセコの魅力ということで募集をさせていただいて、応募いただいた皆さんに賞を進呈するというところでやっております。優秀賞1作品、それから特別賞2作品ということで、応募作品が28作品があったということで、ニセコリゾート観光協会が主催して実施いただいているものでございます。

その下、14として町内冬期イベントへの町民親子招待の実施ということで、ニセコビレッジの謎解きスノーウオーキング等、記載のとおり実施しているところでもあります。

その下、15、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

飛んでいただきまして、その下、都市建設課の関係であります。1として建設事業者の地域貢献表彰に基づく表彰ということで、1月8日、ニセコ町役場において牧野工業代表取締役の牧野雅之

様に感謝状、表彰状を贈呈させていただいたところであります。牧野工業さんにおかれましては、前田商店付近の道道岩内洞爺線と町道基線通を結ぶところの階段が大変老朽化して、利用者からも直してほしいという意見もたくさんあったところではありますが、これらの階段補修を全面的にやっていただきました。大変心から感謝を申し上げたいと思います。

その下、2として令和8年度羊蹄地域の社会資本整備推進会議、これらにつきまして小樽開発建設部真狩出張所にいろんな要請を行ったところであります。

次のページ、30ページ目をめくっていただきまして、令和6年度道路除雪連絡調整会議、12月11日、黒松内町コミュニティセンターで開催いただいております。

その下、4としてニセコ町公営住宅長寿命化計画策定委員会の開催、12月25日、それから2月27日に公営住宅の長寿命化につきまして委員でご検討いただいたところであります。

その下、5としてニセコ町営住宅入居者選考委員会、2月25日、開催させていただいております。

その下、6として国土利用計画法に基づく土地取引の状況であります、記載のとおりとなっております、現在のところ総計が17.8ヘクタール、これにつきましては現在のところ全て海外資本の届出ということであります。

その下、7として景観条例に基づく協議状況ということで、景観条例に基づいて開発事業が4件、それから屋外広告物に関するものが4件ということになってございます。

次に、31ページ目であります、上下水道課の関係であります。1として市街地区の配水管の漏水事故につきまして、発見状況、1月28日午前5時半ということで記載のとおりとなっております。最終的には翌日に何とか復旧終わったということでありまして、これらに対しての断水影響を受けた世帯は被害状況のところに記載しておりますが、50世帯50軒でありましたが、ポリタンクによる水の配付は1軒ということで、皆さんのご協力に厚く感謝を申し上げたいというふうに思います。

その下、教育委員会の関係につきましては、各種工事の執行状況、別紙に記載しております。

次、下段の農業委員会の関係であります、1として女性農業委員、農地利用最適化推進委員会等の活動強化研修会が12月27日、札幌市で開催をしております。また、農業委員活動強化の研修会も記載のとおりとなっております。

次、32ページ目であります、農地流動化事業助成金の実績、そこに記載のとおりとなっております。

4番目として、その下、令和6年度賃借料の情報ということで、令和6年12月までに締結された農地の賃貸借における実勢賃借料の状況、各地区それぞれ記載のとおりとなっております。

中段、飛んでいただきまして、消防組合のニセコ支署の関係であります。1として消防団幹部会議、12月3日、12月6日、それぞれ開催されており、2としてニセコ支署社会学習見学ということで、近藤小学校あるいはニセコ小学校の災害学習を記載のとおり行っているところであります。

33ページ目であります、上段、羊蹄山ろく消防組合議会の定例会が12月20日行われております。

その下、4としてニセコ町婦人防火クラブの定期総会、12月21日、それから5としてニセコ町少年消防クラブ、12月21日から2月16日までそれぞれ開催させていただいております。

その下、6として年末年始の特別警戒、記載のとおりとなっております。

7として令和7年ニセコ消防出初め式が1月7日、ニセコ支署前とニセコ町民センターにおいて開催されておりまして、これまでの永年勤続表彰者の表彰も併せてさせていただいたところでございます。

次、34ページ目、冬山登山及びバックカントリースキーの遭難防止啓発活動ということで、2月14日、ニセコアンヌプリスキー場で記載のとおり各関係機関のご協力の下、行っております。

9として消防団機関員の養成訓練が行われております。

また、10として独居高齢者世帯の特別査察、町内一円ということで、2月21日に行われております。

その下、11として消防避難訓練の指導の実施状況ということで、それぞれ記載のとおり各施設あるいは各公共施設、小学校等で6件行われておりますし、また35ページ目ではありますが、救急救命講座、記載のとおりあそぶっくさんをはじめ4施設でそれぞれ行われております。

その後段、飛んでいただきまして、13、災害出動、これはニセコ支署が出動したものだけありますけれども、(1)の警戒出動から35ページ、それから36ページの山岳救助出動、それから火災出動、ニセコ町でも1件、記載のとおり1月13日、オーブントースター使用后、粉より発火というようなことで出動しております。

(4)として救助出動がそれぞれ記載のとおりとなっております。

37ページ目ではありますが、14としてニセコ救急の出動先別出場の状況について、それぞれ12月、1月、2月というふうに記載させていただいたところであります。

後段38ページ目から別表で委託や工事の執行状況を記載しておりますので、後ほどご確認賜ればありがたいと思っております。

以上で、第2回ニセコ町議会に当たっての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、教育行政の報告させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

お手元のタブレットの002の02、教育行政報告をお開きください。それでは、第2回ニセコ町議会定例会において教育行政報告をさせていただきます。

まず、1ページ、教育委員会の活動につきまして、(1)、教育委員会会議等については令和6年の第10回臨時会、12月17日に開催されてございます。報告事項としましては、令和7年度当初教職員等人事異動希望状況について、ニセコ町教育費予算の補正、それから教育関係施設等の設備状況、要保護及び準要保護、児童生徒の認定について、また議案としまして7年度ニセコ町教育費予算案について審議いただいたところでございます。

②としまして、令和7年第1回定例会が1月23日開催されてございます。報告事項としましては、教育関係施設等の整備状況、令和7年度における小中学校の就学支援について、議案としましては令和7年度全国学力・学習状況調査の実施及び実施方針について、また令和7年度の学校給食費の額についてということでございます。特に給食費単価の据置き、あるいは第2子以降の状況等も含

めてご審議いただいたところです。協議としましては、町内各学校の卒業式及び入学式への委員の出席等についてのそれぞれの割り振りについて協議いたしました。

③として教育委員会による学校訪問につきましては、2月の10日と13日、2回に分けて実施したところでございます。前期は5月に実施して、後期2回目ということでございます。各町内の小中高等学校及び幼児センターを訪問し、教育委員による授業参観、意見交換、前期5月からの学校の状況、子どもたちの状況等について把握し、その後意見交換をしているところでございます。

(2)、令和6年第1回ニセコ町総合教育会議、2月の13日、学校訪問、13日終わった後に教育全般について意見交換ということで、町長主催で第6次ニセコ町総合計画を踏まえた教育行政ということで、教育全般についての協議をさせていただいたところでございます。

(3) 番目、令和6年後志町村教育委員会協議会教育長部会と後志小中学校長会の合同役員会ということで、12月3日に後志教育研修センターで、特に校長会の取組状況のほかにICTの活用について各町村の意見交流をしたところでございます。

その後段、第2回後志管内市町村教育委員会次長、課長の会議につきましては、記載のとおり開催されております。

2ページ目をお開きください。(5)として北海道教育委員会行政事務打合せということで、1月9日に道庁別館の本庁におきまして教育諸課題や教職員人事、高校改革について協議をしてきたところでございます。

(6)として北海道高等学校教育経営研究会冬期フォーラムにおきまして、1月10日、北海商科大学で開催され、基調講演とシンポジウム、学校の価値創造についてということで、私のほうはシンポジストとして参加をさせていただき、ニセコ高校の校長が基調講演講師として報告しているところでございます。その他特に高校関係者80名ほどが参加した会議でございますけれども、野幌高校では生徒センタード教育、あるいは美瑛高校についてはドローンを活用した学校の特色化等についての情報交換をしたところでございます。

(7)、第4回後志管内市町村教育委員会教育長会議におきましては、2月18日、倶知安の後志合同庁舎の会議室で当面する諸課題ということで、次長、局長あるいは担当者から指導、助言、説明があり、特に次年度の後志教育局の教育方針、あるいは年度末、年度初めに係る服務規律、教育課程の届出計画等についての説明がございました。

2番目、学校教育の推進ということで、学校運営につきましては、①、学校行事等につきましては参観日、新入生体験入学、近藤小学校のクロカン記録会などが記載の日程で開催されてございます。

②として会議、研修につきましては、校長会議、教頭会議は記載の期日に開催されてございます。

3ページをお開きください。③として中学校の各種大会参加状況ですけれども、第57回の北海道中学校スキー大会、いわゆる全道大会で記載のような形で4名の生徒が活躍をし、第62回の全国中学校スキー大会にそれぞれ参加し、記載のような成績を収めているところでございます。

(2)として学校教育指導については、学校教育指導訪問、特に指導主事を養成して開催するというので、ニセコ中学校においては3回記載の期日に実施してございます。

(3)、児童生徒の状況ということで、在籍児童生徒数一覧につきましては表のとおりでございます。

②として特別支援教育を要する児童生徒指導体制についても表のとおりでございます。

(4) 特別支援教育に関することで、①の第4回教育支援委員会におきましては最終的に特別な支援を必要とする児童生徒の就学判定、それから特別支援講師の各校への配置状況について説明したところでございます。

4ページをお開きください。(5)、ニセコスタイルの教育の中の特別支援部会の中で開催した特別支援教育公開研究会ということで、1月22日、ニセコ中学校で開催してございます。後志局から指導主事を助言として受け入れて、教職員18名が参加したということで、本町独自に置いている特別支援講師の研修の場として本町独自で開催しているものでございます。

(6)、学校保健につきましては、フッ化物洗口の実施状況についてはニセコ小学校70名、近藤小学校13名となっております。

また、②、インフルエンザ等による臨時休業等につきましては、ニセコ高校で12月16日から20日間臨時休校という措置を取ってございます。

(7) 学校給食、学校給食センター運営委員会において12月10日開催されて、学校給食運営状況ですとか7年度の給食費の単価、あるいは第2子以降の給食費免除等、それから給食費無償化についての要請をするというようなことを協議したところでございます。

(8)、ニセコ高校関係、①、ニセコ高校活動報告会、1月24日開催されておりますけれども、今回はいろいろなニセコ高校の活動が積極的に行われた成果が発表されたところですが、非常に子どもたちが自信を持って積極的に発表していたということで、参加者30名ということで、これまでにない多数の参加をいただいたところです。子どもたちも大変自信を持って今後の活動に向けて意欲的に取り組んでおります。

②として、高校教育活動等につきましては、観光サミットへの参加、12月、大分県由布市、それから国立台中科技大学、長野県立白馬高等学校との国際交流事業、1月、それから神戸大学からインターンシップの受入れ、それから雪崩についての講演会ということで新谷さんにご講演、ニセコルール等についてのお話をいただいたところでございます。

5ページお開きください。生徒数の進路状況についてですけれども、就職5名、うちニセコ町内3名ということになってございます。自己開拓、今年6名と多かったのですが、外国籍の方の卒業生も多数いたということで、それぞれ今後検討していくということです。進学につきましては、うち6人が大学進学を決めたということですが、国立大学のほうも1名昨年度に引き続きということで、国公立大学の進学も出ているという状況です。それから、4年生の進級については4名ということで、今年度は2名でしたので、非常にそういう海外への研修に意欲的に取り組みたいという生徒が増えている状況でございます。

④、令和7年度入学選抜状況につきましては、募集人員40名に対して出願が61名ということでございます。推薦入試が2月10日に開催され、22名の内定を得たところでございますけれども、推薦の定員が20名に対して推薦の出願は51名ということで、かなり倍率が高かった、2.6倍という状況

で、定員を超えて内定したところでございます。一般入試につきましては、昨日実施されまして、全員が受験したということで、一般定員枠が18名に対して33名、1.8倍という状況でございます。

(9)、ニセコ高校魅力化の検討ということで、第5回ニセコ高校魅力化検討委員会、それからその下の第3回ニセコ高校教育課程検討専門委員会につきましては、先に教育課程のほうを開催し、全日制進学型単位制総合学科の実際の教育課程について具体的な案が学校から出されております。科目等のそういう取り方も含めてですけれども、100分授業ですとか学校独自に設定する教科科目、あるいは前期、後期の単位認定などあらゆるいろいろな取組を進めたいというようなことがありました。その報告を受けて、魅力化検討委員会としては教育課程、それから寮の進捗状況等について図面や進捗状況も含めてご説明し、ご意見をいただいたところでございます。

③の第228回まちづくり町民講座につきましては、ニセコ高校新寮建設の実施設計完成に向けてということで、12月24日、ニセコ高校内で情報を説明し、意見交換したところです。参加者が13名ということでございます。

④番、令和7年度のニセコ高等学校寄宿舎給食調理委託業務につきましては、12月25日に入札し、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社北海道支店のほうに決定したところでございます。

次に、6ページお開きください。3として子育て支援、幼児教育、保育の推進ということで、子育て支援、子どものまちづくり参加関係ということで、子ども議会、小中学生まちづくり委員会が準備、そして本会議として1月16日、この会場において子ども議員による一般質問6件、その後小中学生まちづくり委員会の活動報告がされたところでございます。

②として、第19回日本ユニセフ協会C F C I、子どもに優しいまちづくり委員会が記載のとおり開催されてございます。

③、ニセコキッズパークにつきましては、今年度有島記念館を会場として開催したところです。これまでは中央倉庫のほうで開催していたところですが、保護者にいろいろな要望等を受けて記念館での開催をして、記載の期日に開催したところでございます。記念館としては、一房の葡萄展に併せ、冬期の展示内容、それから遊び場としてN P O法人ニセコ未来サポート隊に委託して、共同主催、開催のような形で実施したところ、延べ1,379名の利用者がいたということで、いろいろ感想等を聞きますと大変よかったという意見があり、来年度もぜひ開催してほしいということがございました。特に初めて記念館に来た、あるいは町外の方は有料というふうになっていたの、年間パスポートなんかも発行数が増えたというふうに聞いております。いずれにしても、冬場の子どもたちの居場所ということでは今後もそういった取組を検討して進めていきたいと考えております。

ファミリーサポートセンター利用状況につきましては、記載のとおりでございます。

7ページ、表のとおりでございますが、前年同期に比べて減少しているということで、この後もいろいろな状況があるのですが、全体的に小さい子どもさんの数が減ってきているのもちょっと原因かなというふうには考えてございます。

(2)の幼児センター関係につきましては、園の行事については発表会、餅つき会、クリスマス会、令和7年度入園者説明会、節分、ひな祭りが記載のとおり開催されてございます。

園児の健康につきましては、フッ化物洗口が5歳児20名、4歳児28名実施しております。栄養指導も記載のとおり実施してございます。

園児の安全ということで避難訓練、毎月1回開催してございます。

入園児の状況ということで、2月1日現在で140名ということで、定員180に対してここ数年ちょっと少なくなっているということで推移してございます。

8ページをお開きください。特に広域入所ということで6名の方が蘭越町の記載の施設のほうを活用されている状況がございます。

預かり保育の状況につきましても表のとおりでございますが、前年同期に比べてやはり少なくなっているということで、基本的に幼児センターから待機児童等がないということで、こういう利用も減っているというふうに考えているのと、若干やっぱり零歳から1、2歳の部分がコロナの影響があったのか、若干少なめに推移しているというふうに受け止めてございます。

子育て支援センター関係につきましては、表に記載のとおり利用状況というふうになってございます。

次、9ページ御覧ください。一時保育の状況、それから休日保育の状況につきましても表のとおりでございますが、利用状況は減っている状況でございます。

④、子育て講座等事業実施の状況につきましては、子育て講座料理教室、ベビーマッサージ、10ページのほうに行きまして、クリスマス会、にこにこ相談、子育て講座等が記載のとおり開催されてございます。

(4)、放課後事業関係につきましては、ニセコ子ども館の状況については表のとおりというふうになってございます。

②の放課後子ども教室につきましては、登録状況につきましては69名ということで、5月13日から7年の3月21日まで基本的には月曜日と金曜日の2日開催という形で実施してございます。

11ページをお開きください。4番、社会教育、社会体育の推進ということで、(1)、社会教育活動ということで第6回社会教育委員会が1月21日開催してございます。第8期の社会教育中期計画の策定に向けてワークショップを4回やって、そのまとめということでございます。最終的には、3月の策定に向けて現在進めているところでございます。

②の少年体験事業につきましては、ニセコみらいラボが記載のとおり開催されてございます。特に鹿児島県薩摩川内市フレッシュ体験事業受入れということで、12月25から28日、薩摩川内市の児童生徒20人が来て、迎え入れて、交流のときにニセコ町の児童生徒が30名ということでございます。6年度、今年度はニセコ町からは滋賀県高島市、旧マキノ町のほうに訪問してございます。次年度、7年度はニセコ町から薩摩川内市のほうに訪問の予定でございます。

③番、冬休み小さな学校が記載のとおり開催されてございます。

④、令和7年ニセコ町はたちのつどいにつきましては、1月12日に開催してございます。今年度、アトラクションとして中学校の元担任教員によるホームルーム形式の形で中学校時代の思い出をいろいろ語るという中では、当時の生徒が書いた二十歳の自分への手紙を担当の先生が持ってきてくれて、それを本人に渡したという、そんなサプライズもあり、大変和やかな中に旧交を温めるとい

う、そういう行事となっていました。

⑤として寿大学の1月学習会、老人クラブ合同新年交流会につきましては、参加学生29名ということで、学生の中、委員の中からも若干参加者が減ってきているというようなことが話されてございました。

次、12ページをお開きください。2月の寿大学については、講演を2本、認知症のお話と人権教室と健康体操ということを開催してございます。

(2)、文化、図書活動ということで、有島記念事業につきましては藤倉英幸常設展示室、それから小樽芸術村コレクションによる斎藤清展、絵本「一房の葡萄」有島記念館お話と遊びの国、NPO法人ニセコ未来サポート隊によるキッズパーク事業との共同開催ということで開催されてございます。キッズパークは、先ほど申し上げましたけれども、1,379名という参加で、それを受けて記念館の利用者も増えてございます。

②の記念館各種事業につきましては、札幌駅地下歩行空間での有島武郎と北海道展、それから小樽芸術村の見どころ、それから小樽市観光PR事業についてそれぞれ開催しているところでございます。

13ページをお開きください。札幌市電広告ジャックにつきましては、2月1日から約2週間札幌市内の電車1両を借り受ける形で車内広告全枠を貸して、有島記念館、有島武郎、鉄道遺産群、ニセコ町を紹介する取組をしてございます。それから、口話が斎藤清と藤倉英幸、その下の学習活動の受入れということで中学校が3年生が総合的な学習の時間において有島記念館の振興策を、課題を考えるというような取組をしてございます。また、倶知安小学校特別支援学級の訪問がございました。

③、有島記念館入館状況につきましては、表の記載のとおりでございます。

その下の鉄道遺産群保全事業として、ニセコ駅復刻スタンプを設置したところでございます。

14ページをお開きください。学習交流センターあそぶっくの状況につきましては、利用状況等については記載のとおりでございます。また、あそぶっく主催の各種活動状況につきましては、記載のとおり書籍定期企画展示、書籍特別展示、あそぶっくらぶ活動、小さいうち活動、それから小学校の読み聞かせ活動等については、かなり学校へのいろんな協力をいただいているところでございます。

15ページについては、福祉連携活動としてブックスタートサポート、おとどけ隊、あるいはラジオニセコでの活動、ブックフェスティバル等、学校への協力、支援を積極的にいただいているところでございます。

(3)、社会体育スポーツ活動について、①は北海道日本ハムファイターズ野球教室が12月7日、8日に開催されてございます。ファイターズのアカデミーコーチによる野球教室、参加者34名、それから北海道コンサドーレ札幌ツアー2024の受入れということで、表敬訪問とファンの交流ということで、12月11日、岡村大八選手と出間思努選手が来て、その後小学校での交流ということで、ニセコ小学校と近藤小学校の5、6年生が交流をしたところでございます。

その後、下のほうに初心者の子どもためのスキー教室、小学生対象14名、それから16ページ、夜

間スキー、スノーボード講習会につきましては延べ174名の参加をいただいております。また、児童生徒スキーリフトシーズン券の補助ということでは、町内の小中高校生、それからインターナショナルスクール関係の子どもたちも対象として、申込み数が393枚、うち購入済みが306枚という状況でございます。

それから、来年度に向けてということでニセコマラソンフェスティバルの第3回実行委員会が2月26日開催されてございます。

⑦として社会体育の利用状況、施設の利用状況につきましては、表のとおりでございます。

以上、教育行政についての報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和7年度町政執行方針

○議長（青羽雄士君） 日程第5、令和7年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、第2回ニセコ町議会定例会に当たり令和7年度の町政執行方針を述べさせていただきます。タブレットの003をお開きいただければと思います。それでは、令和7年度町政執行方針を述べさせていただきます。

令和7年第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和7年度における政策の大綱について、説明させていただきます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、世界では、ウクライナへのロシアの軍事侵攻から3年が経過し、今なお悲惨な戦争が後を絶たず「世界平和」を揺るがすような状況になっています。また、アメリカでは、国際協調に否定的なトランプ大統領が就任し、地球環境負荷の拡大への懸念も増しています。こうした将来への不安が広がる世界の中であって、昨年「日本原水爆被害者団体協議会」がノーベル平和賞を受賞したことは、「核のない恒久世界平和を願う」我が国にとって、大変喜ばしいことでありました。

しかし、国内に目を転じると昨年1月の能登半島地震や大雨災害などの復興が道半ばであり、いまだ全国で被災された多くの皆さんが避難生活を送られていることに胸が痛むところであります。

我が国においては、急速に進む少子化により、2008年の1億2,800万人をピークとして、毎年100万人ペースで人口が減少、2100年には6,300万人にまで減少することが見込まれており、2024年の出生者数は72万人と過去最低を記録、人口減少抑止対策は、もはや猶予のない緊急課題となっています。

加えて、我が国においては、東京一極集中が止まらずに様々な地域や都市間での格差が拡大の一途をたどっています。こうした東京一極集中を止める一助として1988年、今から37年も前に「多極分散型国土形成促進法」が制定されています。その後、1990年にも首都機能の移転が国会で議論された経緯はありますが、今日、いまだ東京圏への人口集中を止めることができない状況となっています。

また、政治のダイナミズムを発揮し、活力ある地方をつくることにより国の豊かさを享受するこ

ととして進められようとしていた「地方分権」が近年は忘れ去られ、我が国においては逆に中央集権的機能が拡大しつつあることは誠に残念なことであります。今後においては、国民主権社会を再構築し、地方の自律を進める「地方分権の推進」が、我が国にとって大変重要であるとの訴えを市町村長が連携する各種組織の中から国の関係機関、政府に届けていきたいと考えております。

国民生活においては、物価は上がり世帯所得が減少するという大変厳しい暮らしぶり、生活における世帯間格差が拡大している実態となっており、厚生労働省の国民意識調査でも「生活が苦しい」との回答が、59.6%と公表されているところでございます。

こうした内外の厳しい経済環境ではありますが、人口減少が続いてきた本町においては、住民基本台帳人口で今から35年前の平成2年の4,483人、1990年の4,483人を最小に、以後横ばいから微増に転じ、5,100人台まで人口を回復させることができました。町税においても平成21年の予算額は6億900万円でありましたが、本年度の当初予算額では10億2,000万円を計上することができ、さらに、公債費比率の減少を含め、財政のさらなる健全化へと転換することができました。このことは、人口の増加や観光関連施設の立地、農業基盤の整備、企業誘致による雇用環境の拡充など、町民の皆様、町議会議員各位、並びに事業者の皆様方のご尽力によるものと厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本町では、昨年大雨による小規模な災害などはありませんでしたが、甚大な災害もなく、国営農地再編整備事業をはじめとする諸事業を着実に進めることができ、また、環境面でも昨年5月に本町が申請した「豪雪寒冷地域での脱炭素モデル普及促進による重点対策加速化事業」が、環境省により採択されるなど、本町のカーボンフリー社会移行への大きな弾みとなっているところでございます。

本年度予算の編成に当たっては、国の地方財政計画との整合性を図るとともに、現石破政権が掲げる「地方創生2.0」という地方重視予算配分の方針にのっとり、地方創生等関連補助金を最大限活用することとしております。

さらに、本町においては、大変重要な過疎法が、令和3年に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」として、議員立法で新たにスタートをしました。幸い本町においては、町議会議員各位や関係者の多大なる要請活動と、総務省をはじめとする国関係者のご理解をいただいたおかげで、新過疎法の適用自治体となることができましたが、今回の法改正においては、人口が増加している我が町の特性から適用除外となることが明らかとなっております。

過疎法の地域指定に基づく過疎債は、元金と利子の償還金の7割を交付税算入されるもの、言い換えると過疎債は、年次償還の補助金としての性格を持つもので、この過疎地域指定の適用がなされない場合は、ほとんどの建設事業や投資的事業が不可能になることが想定されています。また併せて、本町のまちづくりに不可欠で毎年活用している「過疎ソフト事業」の枠もなくなることとなります。ほとんどの新たな事務事業はできなくなるとの覚悟を持つ必要があり、現過疎法が終了する令和12年度までの間に次世代に残すべき生活基盤を整備あるいは再整備しておくことが、未来の世代に対する大きな責務であるものと考えております。本予算においては、将来必要な事業のため、有利な起債枠の将来に向けた確保との自治体経営の視点もあることをご理解いただきたくお願いいたします。

こうした中長期の財政戦略を考慮しつつ、本年度の予算編成を行ったところでございます。

予算編成における基本的な理念としては、1つとして「経済合理性優先の社会」から人々の尊厳を大切にする「共感資本社会」づくりへの転換、2つ目としては拡大し続けている暮らしにおける格差の是正、3つ目としては「地球環境負荷の低減」と「気候変動対策」の従前の3つの課題に加え、本年は、小中学校給食費の無償化の試行や子育て環境、教育環境の拡充に努めること、命と暮らしを支える水道基盤の整備促進、国民健康保険会計における子育て世帯への負担軽減などに重点を置き予算編成を行っております。

新年度においても、住宅不足や交通の利便向上への対策とともに、有島武郎の遺訓「相互扶助」の理念が息づくまちとして、子どもから今日の社会を築いてこられたご高齢の皆様まで、安心して暮らすことのできるまちづくりに努めてまいります。

また、これまで進めてきた企業の誘致につきましては、本町のまちづくりに共感し、ニセコ町がこれまで理念としてきた「小さな世界都市ニセコ」、「環境創造都市ニセコ」、そして現在の「こども未来共創都市ニセコ」の理念に沿い、共にニセコ町のまちづくりに参加する「良質な企業」であることを前提に誘致活動を継続してまいります。

なお、これまで国に対して行ってきた「所有者不明土地」については、その土地の所有権を希望する自治体に移管する法制度の確立、デジタルノマド・ビザにおいては「ビザの適用期間」の延長、水道耐震化改修など水道施設への補助交付金の抜本的な拡充、そして、本年から新たに「計量法の改正」についての要請活動を強化してまいりたいと考えております。

令和7年度においても、町民の皆様、町議会議員の皆様、そして自治のプロフェッショナルである役場職員の英知を結集し、諸課題を先送りすることのないよう町政を進めていく所存でございます。

次に、予算執行の基本的な考え方を述べさせていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和6年度は、新型コロナウイルスの感染流行が収まり、経済活動も回復基調で観光入り込み数も増加しつつありました。しかし一方で、事業活動や経済活動が活発化したことにより、人手不足が深刻化してきており、加えて、国際情勢の変化や円安などの要因により、資材の高騰が続き、町民の暮らしにも大きな影響が出ています。この人手不足や資材高騰により、町の事業も大きな影響を受けているところでございますが、町民の皆様への暮らし支援などの物価高騰対策については、国の諸政策と連携し随時対策を講じていく所存でございます。

本町の暮らしを支える「持続する社会基盤の整備」に向けては、『ニセコ町まちづくり基本条例』が掲げる「自治の実践」という理念を基に、これまで培ってきた「多様なまちづくりの主体」を基軸に、住民の皆さんが「自ら考え行動する」「住民自治」のまちづくりに向けての取組について、不断の努力を重ねていきたいと考えております。

また、町の持続発展に資する諸施策の推進に努め、「第6次総合計画」、「自治創生総合戦略」、「SDGs未来都市計画」、「環境モデル都市アクションプラン」などの諸計画を着実に実施して

いきます。

予算編成の基本的な方針として、予算規模の大きい投資的事業については、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性などを勘案し、1つとしては着手継続事業の確実な推進と完了、2つ目としては将来の持続可能な発展に向けた整備、3つ目としては安心安全を支える社会基盤の整備、4つ目としては子育て・教育施設の整備、5つ目として暮らしやすさの向上を中心に、起債計画や財政の状況を踏まえつつ、長期的視点に立って、重点的、かつ、計画的に事務事業を実施していくことを念頭に、事業に優先順位をつけて予算編成を行っております。

令和7年度予算においては、国の地方財政計画、町税収入の状況や人口の増加などによる地方交付税の歳入、及び国が進める「地方創生2.0」などの補助交付金の活用を見込んでいます。また、歳出予算については、予算調整の都合上、大きく歳出予算を削減している項目もありますが、総合的に財政のバランスに配慮し調整した予算となりましたので、ご理解をお願いいたします。

令和7年度の一般会計予算は、104億7,000万円（前年度比37億8,000万円の増）。国民健康保険事業特別会計と後期高齢者医療特別会計を加えた全会計、簡易水道会計と公共下水道の公営企業は除いた予算であります。これらの予算総額は107億5,780万円（前年度比＋37億8,520万円）となりました。

令和7年度の公営企業会計において、水道事業会計は、11億6,654万円（前年比＋4億1,654万円）、公共下水道会計は、3億5,575万円（前年度比2,507万円の増）、公営企業会計全体では、15億2,229万円（前年度比4億4,161万円増）となりました。

予算規模の大きな事業として、一般会計では、消防庁舎再整備事業、新団地整備事業、ニセコ高校寄宿舎整備事業、ニセコミライ基盤整備事業、国営緊急農地再編整備事業、公営企業会計では水道施設拡張整備、これは市街地区浄水場整備、市街地区配水管布設などがございます。下水道管理センター設備更新事業などが挙げられます。

このほか拡充する事業としては、有害鳥獣対策、観光DX・シェアリングサービス推進事業、妊産婦健診事業、産後ケア事業、商工業の振興、新たに公共施設太陽光発電設備設置事業、教育備品の整備、地域交通事業、小中学校給食費の無償化の試行などを実施します。

このほか、主要政策の各般において、町の将来の在り方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ、積極的な予算配分により、地域の活性化と持続性が図られるよう配慮しております。

Ⅱ 重点政策の展開

次に、大項目の2として重点政策の展開について申し述べさせていただきます。

次に、重点となる7分野の政策展開について申し上げます。

1 持続する地域経済の確立へ

本町の豊かな自然環境を生かした内発的産業の育成に努め、農業、観光業、商工業の連携と地域に賦存するエネルギーの利活用と経済の域内循環を推進します。また、まちづくりの理念を共有し、共感できる企業、大学、研究機関などとの多様な連携により、地域経済の自立に向けた取組を進めます。

観光振興では、「町観光振興ビジョン」に基づき、観光のSDGsと言われるGSTC（持続可能な観光地域づくり）の取組、国連世界観光機関（UNWTO）のベストツーリズムビレッジなどとの連携を進めていきます。

また、「町中小企業等振興条例」に基づく商工業の振興を町商工会と連携し進めていきます。

（１）農業と畜産業の振興

不安定な国際情勢により原油、飼料、肥料、資材の高騰化などに加え、国内の気候変動、自然災害などが頻発し、農業者にとっての経営環境は一段と厳しさを増しております。このような状況から、国は、食料・農業・農村基本法の改正により、食料安全保障に対する取組を進めるとともに、環境政策を軸とした農業への転換を求めています。

本町では、「循環型クリーン農業」の取組を継続し、農業者には、土づくりを基礎とした農業の確立に向けた取組や、経営リスクを分散できるよう計画的な営農を進めてもらうため、関係機関と協力しながら、本町に適した農業生産の確立に努めていきます。

また、本町がリゾート地を有する特性を生かし、多品目生産や多様な販路の拡充に配意し、本町農業の持続発展を図るとともに、農業人材の確保に努めてまいります。

農業基盤の整備については、国営緊急農地再編整備事業の令和9年度の事業完了を目指すとともに、引き続き、優良農地の保全と農地の利用集積を進めていきます。また、イエスクリーン米栽培支援制度の継続とともに、完熟堆肥助成や緑肥作物の奨励などの土づくり対策、6次産業化、新たな作物や栽培技術の導入支援などに引き続き支援するとともに、本年から酒造好適米への支援を拡充してまいります。

また、有害鳥獣被害が拡大の一途をたどっていることから、これら対策の拡充を図ります。

（２）観光の振興

令和6年度は、本町に国内外から多くの観光客の皆様にお越しいただき、特に、インバウンドの入り込み数は、冬季だけでなく、グリーンシーズンにおいても令和5年より増加となり、観光経済活動が活発となっております。一方で、ニセコ地域における物価が非常に高いという印象を植え付ける「ニセコ価格」という言葉がSNSやマスコミを通じて広がり、本町にとってマイナスのイメージが浸透したことから、一部、宿泊施設においては宿泊者数の減少を見ています。このことから、ニセコ地域全体が物価高騰しているという印象を払拭させるため、本町の物価の実態を伝える取組を行います。

また、これまでグリーンディステーションズから令和5年に世界のトップ100の観光地選定から、さらに上位の「シルバーアワード」を受賞する栄誉をいただきましたが、本年度は更新年であることから世界標準の観光地としての価値を確認するため申請を行うこととしております。

こうした各機関との連携により、世界的に注目が高まりつつある「持続可能な観光地」として、国内外での認知を高め、今後もニセコ町が旅行先として選ばれ続け、ニセコ町民にとって誇れるリゾート地になるよう取り組んでまいります。また、昨年11月に導入した「宿泊税」を活用しながら、「ニセコ町観光振興ビジョン」に基づき、持続可能な観光地としての環境を整える取組も進めていきます。

これまで国に要望してきた「デジタルノマド・ビザ」は、昨年4月から制度が開始されておりますが、引き続き、国に対し、制度の拡充や滞在期間の延長などの提言を行ってまいります。

ニセコ観光圏においては、関係する倶知安町、蘭越町と共に、広域課題に連携して取り組んでまいります。

また、町内の各種団体が行う地域振興イベントへの支援、環境省から「国民保養温泉地」の指定を受けている「温泉」の魅力発信や自転車、フットパス、ラフティングなど夏季の魅力アップ事業に民間組織と連携しながら取り組んでまいります。

ニセコエリアが、スキーやスノーボードの愛好者にとって安心できるスノーリゾートであり続けるため、雪崩事故防止対策である「ニセコルール」の運用をエリア内のスキー場運営者や国立防災科学技術研究所などの関係機関と連携して実施していきます。特に、ニセコパウダーが世界に認知される役割を担われた「ニセコルール」推進の中核組織である「ニセコ雪崩調査所」への支援を倶知安町や各スキー場、関係機関などと引き続き実施していきます。

また、国土交通省において事業決定いただきました高速道路の整備促進に連携して取り組むとともに、インターチェンジなどと密接に関連する「道の駅ニセコビュープラザ」の再整備につきましては、国道・道道における防災重要拠点としての機能向上を図り進めることとし、さらに立地場所も含めて検討してまいります。

（3）商工業の振興と労働対策

昨年、本町での人材不足を補う一助とするため、スキマバイトサービスの「タイミー社」と連携協定を締結しましたが、さらに、人材不足解消策として、「特定地域づくり事業協同組合制度」の導入に向けた検討をしてきました。この結果、同制度を本年度から導入をすることで地域経済の基盤整備や持続的な地域の発展に資するよう、当組合に対して支援することとしております。

また、昨年度から町内事業者が従業員確保を目的に行う取組に対して、1事業者最大200万円の補助を行う「ニセコ町人財確保緊急対策モデル事業補助」を引き続き今年度も実施し、従業員の確保に向けた取組を支援してまいります。

商工業振興における中核組織であるニセコ町商工会の会員数は、令和7年1月末日現在で231事業者となり、過去最高の会員数を記録しています。商工会会員の皆様の活動が本町の活性化の大きな要因であることから、引き続き、小規模事業者等への支援をしてまいります。

本年度も、引き続き「優良な企業」の誘致活動を積極的に実施し、町内経済基盤の拡充強化に努めます。また、商店振興に大変重要な「綺羅カード会」の支援を拡充継続するとともに、全町型地域通貨の拡充に努め、e旅納税の普及啓発とリゾート地などにおける町民割引制度の確立による、町民の経済負担の軽減策を検討してまいります。

消費者対策では、本町を含む近隣7町村で設置している「ようてい地域消費生活相談窓口」の機能がより発揮されるよう、相談者活動の拡充と啓発活動を推進してまいります。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

町民の皆様が、相互に助け合い、健康で心豊かな生活ができる社会をつくるため、保健、医療、福祉、子育て、教育などの諸課題の解決に向けて、総合的に検討しながら、安心して暮らすことが

できるよう取組を進めます。

(1) 子育て支援

子育ての環境においては、18歳までの全ての子どもの医療費の無料化を継続します。また、伴走型相談支援と妊娠時と出産時に、それぞれに対し5万円の給付を行うとともに、産後ケアの拡充を行い、妊婦や子育て家庭が安心して、出産や子育てができる環境づくりに努めます。そのほか、子どもの健康診断や母子保健事業、未熟児医療などについても、引き続き支援をしてまいります。

(2) 高齢者、障がい者の福祉

高齢者や身体などに障がいをお持ちの人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画・障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、福祉の充実に努めます。また、ニセコ福祉会が運営する「高齢者グループホーム」とケアプランの作成などを行う「居宅介護支援事業所」の運営費の一部と介護サービス維持事業に対して支援を行います。

また、社会福祉法人ニセコ福祉会の経営安定に向け、昨年度まで近隣町村を含めた介護認定者の将来推計や各自治体における介護施設の運営情報の収集、現状分析のほか、同会の経営状況のモニタリングを行ってきました。新年度においては、町の将来の高齢者支援体制の在り方について、どのような形がよいかを広域的な運営の可能性も含めて検討を進めてまいります。

「地域包括支援センター」では、関係機関との連携を密にし、諸課題を抱える高齢者への支援を行うとともに、健康維持のため予防事業を実施します。また、年々増加する認知症患者の対応を担う「認知症初期集中支援チーム」においては、認知症専門医の指導の下、認知症の人やその家族に対し、包括的に、そして集中的に初期時に支援を行い、自立生活に向けたサポートを継続します。

障がいをお持ちで、日中活動が困難な人をサポートするための中核的な役割を担う地域活動支援センター「ニセコ生活の家」に対し、地域の支えやコミュニティによる「地域生活支援事業」が円滑に進むよう運営費の一部を支援します。あわせて令和6年度に建築している障がい者グループホームの運営が円滑に進むようサポートを行います。

ニセコ町社会福祉協議会が担う地域福祉の増進と高齢者福祉サービスの提供、増加傾向にある成年後見制度の相談を担う「町生活サポートセンター」の業務に対し運営費を補助します。

(3) 健康づくり

健康づくりにおいては、「健康づくり計画」に基づき、食生活、運動、心の健康、歯の健康や生活習慣病に関する事業を中心に実施していきます。

予防接種事業では、子ども向け定期予防接種を継続し、大人向け接種ではインフルエンザや新型コロナウイルスなど引き続き接種費用の扶助を行うほか、帯状疱疹の予防接種についても、費用の助成範囲を拡大してまいります。

健康診断事業については、今年度も特定健診や各種がん検診を受診した人への綺羅カードのポイントの付与を継続し、受診率の向上に努めます。また、町民の皆様のご協力を得て実施しているエキノコックス駆除対策も継続して行います。

(4) 国民健康保険事業、医療制度

国民健康保険は、全道の医療費の推計などを基に、北海道から本町で必要とされる国民健康保険税の総額と税率が示されます。町では、この推計を基に保険税率を決定しています。令和7年度の税率は、所得割が0.37%減、均等割と平均割は、令和6年度と同額となり、賦課限度額は、国の制度に合わせて3万円の増額となります。

また、町の独自の政策として、新たに子育て世帯への経済的負担軽減のため、18歳未満の子どもに係る保険料の均等割額については、全額免除を行います。

国の制度改正により昨年12月から紙の保険証の新規発行が停止となりました。本町では、紙の保険証を昨年7月に更新しており、今年の7月31日まで使用可能となっています。その後は、マイナ保険証が基本となりますが、マイナナンバーカードを所有していない人などに対し、資格確認証を交付するなど国保加入者の利便性を損なうことがないよう努めていきます。

(5) 地域医療の確保

地域医療、精神医療、救急医療などを担う「ニセコ羊蹄広域倶知安厚生病院」の赤字を補填するため、病院所在地である倶知安町を中心に羊蹄山麓町村と共に運営費の支援を行います。あわせて、新棟が完成した同厚生病院の改築整備についても関係町村と連携して整備費用の負担を行います。

町民のホームドクターとして重要な役割を担っていただいているニセコ医院については、平成25年度に導入したCT装置とエックス線装置の保守点検費用の一部を協定に基づき支援します。

3 環境に優しいニセコの創造

本町の美しい自然環境を大切にし、自然に調和した暮らしを維持するため、ニセコ町環境基本計画、町地球温暖化対策実行計画などに基づき、「水環境のまちニセコ」の実現に向けた取組を進めます。

本町の主産業である農業も観光も、水環境をはじめとする環境のよさによって成り立ち、より信頼を高めていくものであると考えています。ゼロカーボン宣言をして、世界首長誓約日本にも署名し、「コンプライアントバッジ」を取得している自治体として、「気候変動対策」と「地球環境負荷の低減」を目指すとともに、併せて「地域経済循環型社会形成」との両立に努めていきます。

また、2年の歳月をかけて平成14年3月に策定した第1次のニセコ町環境基本計画策定に当たっては、日本経済や町を取り巻く経済も大変厳しいときでありましたが、「ニセコ町を乱開発させないこと、投資による資本の草刈り場にはしないようにすること、ニセコ町の美しい環境と優れた環境を未来の子どもたちに残そう」との町民の皆さんの強い決意の下、この目標タイトルが「水環境のまちニセコ」、そして、サブタイトルが「よい環境を子どもたちに残したい」となったものがあります。「水環境」としたのは、水が私たちの命を育むものであり、森や川、生態系を育む根源であること。弱者である赤ちゃんやご高齢の皆様も良質な水と共に暮らせるニセコ町であり続けられること、との議論の総まとめとして決まったものでございます。

ニセコ町まちづくり基本条例に続いての、この「環境基本計画」の理念に基づき、「ニセコ町環境基本条例」やあえて数値規制を入れない住民参加を主体とした「景観条例」が制度設計されていたことを、この執行方針の中で共有し、再確認させていただければありがたく存じます。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコアンヌプリ山麓周辺をはじめとする地域では、いくつかの開発が計画されており、これらの開発とニセコの美しい自然や風景との調和が重要です。本町の貴重な財産を守り育てるため、国定公園法や準都市計画、景観条例、建築ガイドライン、地下水保全条例などの制度を運用し、「秩序ある開発」への誘導を図っていきます。

廃棄物処理対策では、羊蹄山麓7町村が連携して可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業者へ業務委託しています。昨年度は、観光客の入込み数が回復し、これに伴いごみの量が増加しております。町では、引き続き、分別排出の周知を小まめに行うとともに、資源回収を目指した使用済小型家電の収集を実施します。事業系ごみ処理に関しましては、ごみ処理料金の見直しや処理体制、方式などについての情報収集と検討を開始します。

し尿処理については、羊蹄山麓環境衛生組合羊蹄衛生センターにおいて処理をしていますが、現在の施設は築50年が過ぎ、施設の損傷が激しいことから、新施設の稼働を目指して検討を進めてきましたが、昨年新たに提示された全体費用の額が、2.5倍と高額提示となっていることから、再度見直し、検討を進めることとしております。こうしたことから本町としても、環境に配慮した最先端の処理方式などの情報収集に努めてまいります。

(2) 自立型省資源社会への転換

町では、「環境モデル都市」、「SDGs未来都市」の指定を受け、環境負荷の低減と地域の活性化の両立を目指し、将来にわたり持続可能な暮らしやまちづくりに向けた取組を進めてきました。1つとして平成30年には「世界首長誓約日本」に署名し、2つ目としては令和2年に、「気候非常事態宣言」を発し、3つ目として令和3年には、「再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」と「自転車の適切な利用を促進する条例」を制定、4つ目ではありますが、④として令和6年は「気候変動対策推進条例」を制定しております。

令和7年度は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標に向けて、町有施設における再生可能エネルギーの効果的な活用を行うため、太陽光発電設備の導入事業を進めます。

なお、市街地区での再生可能エネルギーの利用の可能性を図るため、本年、経済産業省の認定を受けた場合は、市街地区における地熱、地中熱利用の可能性調査、設計を実施、これは補助率10分の10ということで100%補助ですが、これをしたいと考えております。

(3) 「株式会社ニセコまち」との連携

平成30年に内閣府からSDGs未来都市として選定され、その中核事業であるNISEKO生活・モデル地区「ニセコミライ」の取組を進めております。これまで、超省エネや高性能の木造集合住宅として、分譲住宅2棟13戸、賃貸住宅1棟10戸が完成し、本年度は、分譲住宅2棟15戸、賃貸住宅1棟10戸の建築工事が行われる予定です。光熱費を抑え、除雪や管理の負担が少なく、健康で暮らしやすい快適な生活環境の実現に向けた株式会社ニセコまちの取組を支援していきます。

また、環境を基軸とした多様な連携を促進し、脱炭素や地域活性化の推進を図り、持続可能なまちづくりを株式会社ニセコまちと共に進めてまいります。

(4) 林業の振興

森林は、町の基盤である自然環境や景観を構成する大切な地域資源であり、町民の皆様の暮らし

に豊かさをもたらしてくれる存在です。

美しい景観を維持し、未来につないでいくためにも、計画的に整備をすることが必要であり、木材に付加価値をつけ、経済を循環させ、地域ぐるみでの森林づくりに取り組む必要があります。

これらの取組を着実に進めるため、「株式会社ニセコ雪森考舎」を支援し、町の豊かな自然環境を町民が享受できるよう、森林資源の活用、人材育成や木育の取組に努めていきます。

また、ニセコ町森林整備計画やその他の施策との調整を図り、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう林業振興の取組を進めます。加えて、国や北海道、町独自の補助制度を活用した民有林整備の促進と町有林での着実な整備など適正な管理に努めます。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

令和6年度からスタートした本町の第6次総合計画のテーマは「こども未来共創都市」で、次世代を担う子どもをみんなで育てることを基軸としています。引き続き、教育委員会との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりを進め、多様な文化、スポーツ活動が、町民の皆様の主体的な行動によって展開されるよう、支援に努めます。

(1) 教育環境の充実

教育については、「第6次町総合計画」、「町教育大綱」「町教育振興基本計画」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう「社会教育中期計画」に沿って、社会教育と社会体育、生涯スポーツの諸活動を支援していきます。

(3) コミュニティ活動と国際交流の推進

集落の自治を推進する核となる「地域コミュニティセンター」の多様な活用が図られるよう指定管理者との協議を進めます。

また、町民センターは引き続き町商工会に管理を委託し、西富地区町民センターでは、西部地区の防災拠点、またまちづくり活動の拠点としての多面的な利用の拡大に努めます。

中央倉庫群では、旧でん粉倉庫を核として町民や来訪者が交流し、気軽にくつろげる居場所としての活用が図られるよう指定管理者と協議を進めます。また、利用の少ない1号倉庫は、本町のまちづくりに共感し、共に本町の産業の発展に資する事業者への貸付けを行う予定としております。

国際交流員（C I R）による交流事業では、町民やニセコ高校生との文化交流事業の推進、町の広報媒体の多言語化、外国人住民のサポート業務を担うなど幅広い国際交流活動を行っており、本年度も一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）の支援を受け、多文化共生の理解促進と国際交流に取り組みます。

5 安全で安心な暮らしを支える

町民の皆様が、安心して暮らすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤や社会基盤の総合的な整備に取り組みます。

(1) 防災・危機管理対策

本町では、「ニセコ町地域防災計画」、「町強靱化地域計画」、「町事業継続計画」、BCP計

画とも申します。などにに基づき、自治体としての危機管理体制を確保しつつ、防災関連備品の整備、減災対応機能の向上に努めています。今後も、防災訓練の実施や自主防災組織づくりへの取組を進め、自然災害へ向けた備えの強化を図ってまいります。

原子力防災対策では、「地域防災計画・原子力防災計画編」に基づき、国、北海道、関係自治体などと緊密に連携し、引き続き町民の皆様への情報の提供に努めつつ、泊原子力発電所の稼働を見据えて、北海道電力株式会社との情報共有を進めます。

また、防災センター機能を有する役場庁舎は、防災対策の拠点として、町民の皆様の安心と安全な暮らしに貢献していくとともに、町民の皆様が気軽に利用できる親しみやすい庁舎となるよう配意していきます。

消防業務につきましては、羊蹄山ろく消防組合と連携を図りながら消防の強化に引き続き務めるとともに、ニセコ消防庁舎の完成に向けて取り組みます。

（２）情報基盤の充実

本町の情報発信の拠点であるコミュニティFM「ラジオニセコ」は、災害時における情報提供手段として大きな役割を果たしておりますが、今後も行政情報をはじめ、町内の各種団体、観光イベント、ニセコルールにおける雪崩防止情報など、町民の皆様の生活や観光客のニーズに根差した情報を提供できるよう支援をします。

（３）住環境の整備と定住促進

これまで、民間賃貸住宅に対する建設費の補助、省エネ住宅改修や耐震改修への補助、公営住宅の長寿命化などに取り組み、住環境の整備に努めてきました。今年度は、国の補助制度を活用し新団地（モック）２号棟の建設を行います。

（４）道路交通網の整備

整備されてから年数が経過し舗装の劣化や防護柵等の破損が進んでいる町道が多いことから、「道路維持個別施設計画」に基づき、財源となる起債などの活用を図りながら、適正な維持管理に努めます。

新たな町道の整備として、町道ニセコミライ通新設工事、中学校通歩道整備工事などを実施し、橋梁では、昨年に続き「橋梁長寿命化点検委託業務」を行うとともに、ガードケーブルなどの補修を進めてまいります。また、冬期間の除雪については、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全確保に努めていきます。

（５）地域交通の確保

地域交通については、昨年３月に策定した「地域公共交通計画」に基づき、住民の生活や観光客の移動の手段や利便性を確保する対策として、「ニセコ周遊バス」の運行、タクシー不足解消に向けた事業「ニセコモデル」、「にこっとバス」の運行を継続します。

北海道新幹線の札幌延伸に向けては、並行在来線の廃止後の長万部―小樽の区間について、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議、これは令和４年３月に開催されてものですが、これにおいて、バス転換方式とするの方針の確認が行われ、北海道が沿線バス会社との協議を進めております。今後もこれらの状況について注意を払い、国、北海道、関係自治体との協議

を進めていきます。

また、高速道路の延伸については、北海道開発局との連携を図るほか、引き続き、後志総合開発期成会と連携して、黒松内までの調査、事業化を国に要望してまいります。

（６）空き家対策

平成29年度に策定した「空き家等対策計画」を基本に放置された管理不全建物の解消に努めるとともに、ニセコ町不動産業協会と連携して別荘や空き家の適正な管理に努めます。

（７）公営企業（上下水道）

水道事業において、本年は、市街地区で新たに水量、配水施設の拡張を行うための配水池新設工事と導水管新設工事を昨年度に引き続き実施します。

下水道事業では、施設の適切な更新と維持管理を行うため、「下水道事業ストックマネジメント計画」と「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、国の補助事業を活用した下水道施設機械電気設備などの更新工事を進めます。

６ 未来を見据えた行財政の基盤づくり

「ニセコ町総合計画」、「自治創生総合戦略」、「SDGs未来都市計画」、「脱炭素アクションプラン」を着実に推進するとともに、町が保有する行政財産などの資源の有効活用を図り、効果的、効率的な行財政運営に努めます。

（１）総合計画によるまちづくりと行財政運営

本町の最上位計画である「第6次ニセコ町総合計画」、これは令和6年度～令和17年度の12年間に基づいて制定したものでございますが、これに基づき、「こども未来共創都市ニセコ」の実現を目指してまちづくりを進めていきます。

（２）まちへの共感、関係人口の拡大ということで、これはふるさと納税の関係も含めてでございますが、（２）でございます。自治創生総合戦略に掲げた関係人口の拡大を図るため、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く周知するとともに、寄附者の思いが地域へとつながり、魅力あるまちづくりへと展開できるよう、情報の発信と交流に努めていきます。

また、令和4年11月から開始した「旅行者向けふるさと納税＝e旅納税」につきましては、町内の加盟店の拡大を図り、共感地域通貨「N I S E K O e u m o（ニセコユーモ）」の利用拡大と各施設の利用における町民割引制度の導入に向けての検討を行います。

「地域循環型社会形成」のまちづくりの推進については、SNSなどを活用し、町の実組に共感してくれる関係人口や企業の皆様の拡大を進める必要があり、引き続き「ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」の拡充、強化に努めてまいります。

（３）自治創生の推進

自治創生については、第3期となるニセコ町自治創生総合戦略に基づいて各種事業を進めてまいります。人口においては想定範囲で推移しつつありますが、今後、社会情勢の変化への対応、「ニセコ町総合計画」をはじめとする関係する計画との整合性、人口推移を踏まえた住みよいまちづくりと「地域経済循環の強化」に向けた取組を進めていきます。

まちづくりの担い手として、「地域おこし協力隊員」や「集落支援員」を引き続き配置し、地域

づくりを担う人材育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めるため、株式会社ニセコまち、株式会社ニセコ雪森考舎、株式会社ニセコリゾート観光協会、株式会社キラットニセコとの連携の下、企業版ふるさと納税の拡大、地域づくり企業人などの制度の活用による関係人口と協力企業の拡大に努めます。

（４）計画的な公共施設管理

町が保有する資産は、売却や貸付けなどの有効活用を検討し、地域経済に貢献できるようその活用を進めるとともに、町財政の健全性の保持に努めます。また、計画的な維持修繕や類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直しや廃止の検討など、「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、適切な管理運営と将来に引き継げるように適切な施設の除却なども行います。

施設整備では、「ライフサイクルコスト」を重視し、性能発注制度の導入と、「コストとロス」を見極め、国の諸支援制度を最大限活用しつつ、施設の改修を適切に行い、維持可能な社会基盤の整備を進めます。

（５）広域行政の推進

広域行政については、「後志広域連合」、これは16町村で構成しておりますが、ここと連携をして、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険などの事務を推進していくとともに、後志広域連合の機能がより発揮されるよう、将来の事務事業の共同実施など他の構成自治体とも検討も進めていきます。

また、北海道町村会の呼びかけでスタートした「北海道自治体情報システム協議会」においては、会員自治体と連携し、共同開発・共同利用により、効率的で安価な利活用が図られるよう協議を進めます。

「羊蹄山ろく消防組合」や「羊蹄山麓環境衛生組合」においては、共通経費などの負担が増加しており、負担の増加や恒常化をしないよう協議を進めます。また、羊蹄山麓衛生センターにおいては、改築コストの急増に鑑み、さらなる検討を行うこととしております。

予算の執行に当たってのまとめとしては、昨年からスタートした「第6次ニセコ町総合計画」の基本理念「こども未来共創都市～ニセコ町の美しい景観と自然を未来の子どもたちへ～」に込めた思いを基本に、基本目標Ⅰ「ニセコの自然を守る」、基本目標Ⅱ「みんなで学び合い、未来につなぐ」、基本目標Ⅲ「ニセコの経済を循環させる」、基本目標Ⅳ「安心・安全な暮らしやすさを高める」、基本目標Ⅴ「相互扶助のまちをつくる」の5つの基本目標が具現化するニセコ町を目指して町政を進めさせていただきます。

以上、令和7年度の町政執行における基本方針を申し上げましたが、今年度もこれまでと同様、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、「1つとして資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環」という、本町が将来にわたって自律していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコづくり」に努めていきます。

また、私は、就任以来一貫して、日本国憲法の理念を暮らしに生かすこと、そして、ニセコ町まちづくり基本条例に基づいてまちづくりを進めることを基本に、ニセコ町にお住まいの皆様が、住

むことが誇りに思える、相互扶助のまちづくりを目指し、そして、予算の編成・執行においては自治体経営の視点で町政を担ってまいりましたことを付け加えさせていただきます。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、令和7年度の町政執行方針といたします。

なお、事業の詳細につきましては、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」を御覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上で第2回ニセコ町議会定例会に当たって令和7年度町政執行方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって令和7年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時05分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 令和7年度教育行政執行方針

○議長（青羽雄士君） 日程第6、令和7年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） 令和7年第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たりまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきます。

国においては、次期学習指導要領の改訂に向けた動きが進み始めていますが、現行の学習指導要領の確実な実施、評価、改善のPDCAサイクルの徹底を図ることが求められています。また、「誰一人取り残されない社会」を実現するため、どのような地域においても、最適な教育を受けることができるよう教育の振興や充実が求められています。さらに、幼保小接続期の教育の質的向上も求められています。

このような中で、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるよう教育することが必要です。また、グローバル化が進展する中で、ICTの活用などによる授業改善や、高校のDX化の推進等を通じたデジタル人材育成の抜本的強化や文理横断的・探究的教育の充実を図ることが重要です。

現行の学習指導要領が令和2年に小学校において導入され、中学校、高等学校においても実施展開され、その評価・改善が具体的に求められています。また、「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るための「カ

リキュラム・マネジメント」を確立することが重要です。

本町においては、令和6年3月に第6次ニセコ町総合計画が策定され、基本理念として、「こども未来共創都市ニセコ～ニセコ町の美しい景観と自然を未来の子どもたちへ～」を掲げ、教育については、基本目標Ⅱ「みんなで学び合い、未来につなぐ」に主要施策が定められました。

学校教育においては、「社会に開かれた教育課程」や「ICT活用」を積極的に推進し、教師の指導力の向上を図り授業改善を推進することができるよう教育環境の充実に努めます。特に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な取組が実現できるよう、学校内外で教育の質が高められるよう環境づくりを進めます。

以下、令和7年度の主な施策について申し上げます。

1 持続可能な社会実現の推進

(1) SDGs・ESDの推進

教育は人が生きる上での基盤となるものです。SDGs未来都市や環境モデル都市の取組をはじめニセコならではの環境を生かし、子どもから大人まで誰もが質の高い教育を受け、生涯にわたって学びを深める持続可能な社会のつくり手を育む教育（ESD）を推進し、持続可能な社会（SDGs）の実現につなげていきます。

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

子どもたちの笑顔が輝く町を目指し、第3期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援策を総合的に推進します。

地域子育て支援センターでは、未就園の親子を対象とした交流・学習の場の提供や子育てに関する相談・援助のほか、一時保育や休日保育を実施し子育て環境の向上を図ります。

学童期の児童に対しては、放課後に安全・安心な居場所や発達段階に応じた遊びや生活ができる場として、放課後子ども教室やニセコこども館における学童保育事業を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに、こども館にエアコンを追加設置し、保育環境の改善を進めます。

また、子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を拡充し、空き施設を活用した預かり拠点整備やサポーターの増加への取組を進めるとともに、病児保育の実現可能性について検討を行います。

さらに、NPO法人による長期休暇中の預かり保育活動、子どもの遊び場や居場所づくりの推進、その他民間団体による取組の支援など、地域の力を活用しながら地域全体で子どもを育むまちづくりを進めます。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。子どもが安心して生活できる場を提供し、成長や発達を支えるとともに質の高い幼児教育を実現していくことが重要です。そのため幼児教育と保育の両面を担う幼児センターでは、自然の中での保育遊びや生活を通して、基本的な生活習慣の育成や豊かな心と健やかな体の育成につながる教育・保育に取り組みます。また、家庭と連携した絵本の読み聞かせや、外国語指導助手・国際交流員による英語タイムなど地域との多

様な関わりを深めながら保育を進め、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を大切にし、小学校の学びへの円滑な接続、中学校・高校・大学等との連携や交流を推進し、幼児教育・保育の一層の充実に努めます。

また、利用者の利便性向上や保育士の業務負担を軽減するため、幼児センターに常設Wi-Fiを設置し、保育支援システムの拡充などDX化の推進を図るとともに、人手不足解消に向け、人材確保に努めてまいります。

令和8年度から全ての自治体で実施することとなっている「こども誰でも通園制度」のニセコ町版の実施方法・制度設計等について準備を進めてまいります。

（３）体力・運動能力の向上

子どもが健やかな生活を送ることができるよう、家庭と連携し基本的な生活習慣づくりを進めるとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの結果を活用し、幼児センター・各学校での体力づくり活動の充実や運動習慣の定着に努めます。

（４）健康教育・食育の充実

学校給食については、安全で安心、安定した運営のため、衛生管理の徹底のほか、調理機械や設備の適切な維持管理や点検・修繕の実施、調理機械等の計画的な更新を進めます。

また、地元をはじめとする道産・国産の食材の活用を図ることにより、様々な食に触れることができるよう努めるとともに、学校給食を通じて望ましい食習慣や食文化、食を通した健康への関心を育てる食育指導を進めます。

食物アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携し、これまで同様個別に対応します。

また、学校給食費については、これまで学校給食費１食当たり単価の据置きや、第２子以降の学校給食費の免除を実施してきましたが、令和７年度は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、本町の小中学校に通学する児童生徒の保護者が負担する学校給食費の無償化を実施し、子育て世帯のさらなる負担軽減を図ってまいります。

（５）人権・道德教育の推進

本町は国内外からの移住者が多く、文化や社会背景が異なる多様な子どもが就園・就学しています。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会の実現や互いの人権、多様性を尊重し思いやる心を育む道德教育を家庭や地域と一体となって進めていきます。

また、子どもの権利条約に基づく子どもの人権を最大限に尊重し、豊かな心や人間性の育成に努めるほか、まちづくり基本条例第11条に基づく子どものまちづくり参加を進めます。

３ 確かな学力の育成

（１）新しい時代に必要となる資質・能力の育成

ニセコスタイルの教育研究会での調査研究活動などを通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育活動の改善に教職員が一体となって組織的に取り組みます。また、コミュニティ・スクール活動を通じ地域の人材や資源をさらに積極的に活用するなど、「社会に開かれた教育課程」を実現し、未来のづくり手となるために必要な資質・能力を育みます。

（２）特別支援教育の推進

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、幼児期を含め早期から教育相談や就学相談を行います。特別な配慮が必要な児童生徒に対しては、通級指導（ことばと学びの教室）や特別支援学級での学びのほか、小中学校に特別支援講師を配置し日常生活や学習面の支援を行うなど、特別支援教育の充実に努めます。

（３）STEAM教育・キャリア教育の充実

総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探究的な学習を実践し、異なる分野の知識を統合して創造的に問題を解決する能力を育み、STEAM教育の充実に図ります。

また、児童生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身につけていくことができるよう、学校におけるキャリア教育の充実に図ります。

４ ふるさと・多文化共生の推進

（１）ニセコスタイルの教育の推進

「ニセコスタイルの教育」は、小学校から中学校までの９年間の連続性のある教育に加え、幼児センターやニセコ高校との連続性も考慮し「４校種を連続した一つの学園体」と捉えた、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもを育てる取組です。重点項目である英語教育、ふるさと学習、ICTの活用を中心に取組を進め、各学校が一体感のある教育活動を展開することにより、ニセコスタイルの教育のさらなる推進に取り組みます。

（２）国内外交流・国際理解の推進

ニセコ高校内のN I S E K O W o r l d V i l l a g eを拠点として、ニセコ町国際交流推進協議会や北海道インターナショナルスクールニセコ校・京都インターナショナルユニバーシティーニセコ校と連携・交流などを行いながら、高校生のほか小中学生や町民の皆様も参加できる多文化共生の社会づくりの取組を進めます。

また、子どもたちが異なる文化に触れ、視野を広げる機会として、鹿児島県薩摩川内市・滋賀県高島市（旧マキノ町）との少年交流事業を実施します。

（３）ニセコ高校の振興

ニセコ高校では、シビックプライドを持ったグローバル人材の育成を最高目標として、起業家教育と国際教育を特色とする新しい学校づくりを進めています。起業家教育ではデジタル技術等を活用した探究活動を進め、令和６年度から始めた放課後起業クラブ（S t a r s U P）では学習成果を活用し挑戦する機会を創出します。国際教育では、４年生の生徒が行う海外研修の費用を支援するほか、生徒が日常的に英語や海外の文化に触れ、楽しみながら国際感覚を身につけることができるN I S E K O W o r l d V i l l a g eの活動を推進し、グローバルな社会を生き抜くために必要な国際性や英語力を育みます。

また、令和８年度に新設する全日制、進学型単位制総合学科の新たな高校の特色を生かした具体的な教育課程の検討を進め、教職員の人材確保に努めるとともに、生徒や保護者を支援してきたこれまでの補助事業の見直しを進めるなど高校改革の取組を総合的に進めます。

新設する生徒寮については、令和６年度の実施設計を基に令和７年度中に建設工事を行い、令和

8年度新入生の受入れ態勢を整備します。

あわせて、増加が見込まれる入寮希望者の生徒のため、臨時寮を希望ヶ丘寮の裏手に整備しました。寮を利用する生徒が増加することから、生徒の食事提供について、新寮への食事提供方法も視野に入れながら、新たな方法による食事提供を進めます。

また、新たな高校では定員が1学年70人に増え、これまでのように学校給食の提供ができなくなることから、給食に代わる昼食の提供方法を検討します。

校舎については、令和6年度に策定した基本構想を踏まえ令和7年度で改修の設計業務と一部校舎改修を行います。

令和6年度・7年度の出願者数は定員を超え、生徒数の確保が見込まれる状況となりました。これは、8年度からの新たな高校の教育課程の一部を先取りして実施してきたことや、近隣町村への訪問や学校説明会の実施、地域みらい留学の活用など生徒募集の取組の成果と考えており、令和8年度に向けた生徒募集にさらに力を入れ定員確保を図ってまいります。

5 学びの質を高める環境の確立

(1) ICTの活用推進

教育DXをさらに進めるため、ハード・ソフト・人材を一体とした教育環境整備を進めます。学習環境の充実、ICT支援員の配置、教職員のICTを活用した授業力の向上などのほか、学習支援ソフトによる学びの充実や家庭学習での活用を進め、教育の質を向上させます。

また、既に運用している校務支援システムと連携できる保護者との連絡アプリを導入し、学校と保護者との連絡を効率化し、教職員の事務負担軽減を図ります。

(2) 教育相談・生徒指導支援の推進

いじめや不登校、ネットトラブルへの対応など、児童生徒を取り巻く社会の変化に応じた対応が求められています。また、いじめ防止基本方針に基づく早期発見と、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を大切にし、ルールなどを自らが考え実行できる教育環境づくりに努めます。

これらの課題解決の一助とするべくスクールカウンセラーを配置し児童生徒や保護者との相談を充実します。

(3) 教職員の研修機会の充実

より質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など資質能力を十分に備えるために、町内の教職員が参画するニセコスタイルの教育研究会の活動を支援します。11月に設定している「ニセコスタイルの教育の日」には、町内全校種の教職員が一堂に参集し、学びの充実について研究協議を行い、授業改善等に取り組めます。

(4) 働き方改革の推進

各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、教職員が真に必要な教育活動に注力することができるよう、学校における働き方改革を推進します。また、教育現場のDX化をさらに進め、教職員が持てる力を存分に発揮できる職場環境を整備します。

(5) 学びのセーフティネットの構築

子どもが生まれ育った環境によって学習機会が左右されることのないよう必要な支援を行います。全ての子どもが安心して就学できる環境づくりが大切です。就学援助制度により、学用品や学校給食費など経済的支援を引き続き行います。

また、帰国子女を含め日本語ができない児童生徒へ教職員や支援員の配置を行い、子どもの就学機会を提供するほか、学校生活への適応を図るとともに、適切な指導を行います。

(6) 教育環境整備

各学校の教育環境の整備を行い、安全で快適な学習環境を提供します。ニセコ小学校では、学校の暑さ対策としてエアコンが未設置となっている職員室・保健室等へ追加設置を行うほか、ニセコ中学校では生徒トイレの洋式化、近藤小学校では照明器具のLED化などを行います。

また、ニセコ高校においては、全日制移行に向けて校舎の改修に向けた設計業務を進め、教室改修や机・椅子などの備品整備を進めます。

6 地域と学校の連携の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

各学校のコミュニティ・スクールの活動を通じ学校・家庭・地域が課題や目標を共有し「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。本町の自然環境や多様な人材など豊富な教育資源を用いながら、まちづくりの取組や家庭・地域と一体となった地域学校協働活動を推進し、「個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持った子どもを育む教育」の充実に取り組みます。

(2) 学校危機管理体制の強化

災害や事件・事故等に備え、防災教育、防犯教育、交通安全教育を一層強化します。交通安全では警察や道路管理者など関係機関との連携を一層強化し、ニセコ町通学路安全推進会議による通学路の安全点検を実施します。また、学校の教育活動全般を通して危機管理マニュアルの整備や見直しを行います。

スクールバスの運行については、安全第一の運行に努めるほか、効率的なルート設定や登下校時間に合わせた時刻の見直しを行い、児童生徒の通学手段を確保します。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の充実

生涯にわたって、いつまでも、どこでも学ぶことができるよう、多様な学習機会の提供やリカレント教育の推進に取り組みます。

子どもの学習機会では、本町の様々な教育資源に触れ、発見や感動を通してふるさとのよさを知るとともに、将来に向けてたくましく生きることができる心や体を育むことを目的とした「ニセコみらいラボ」を実施します。

高齢者の学習機会では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

ウインタースポーツをより身近に親しむため、スキー・スノーボードやクロスカンリースキーなど多様なスキーを体験できる機会を設けます。また、町内各スキー場の協力を得て、幼児児童生

徒や保護者のリフト利用への助成等を継続して行います。

スポーツの機会については、健康増進や親睦を目的とした「ふれあい町民運動会」をはじめ各種スポーツ大会を継続して開催するほか、競技力振興のためスポーツ団体が主催する町長杯スポーツ大会、ニセコマラソンフェスティバルの開催を支援します。

町民のスポーツ振興で中心的な役割を担うニセコ町体育協会に対しては、所属団体の活動への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進や指導者の育成・確保に努めます。

また、学校で行われている部活動を持続可能なものとするため、ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会において、部活動の段階的な地域移行に向けた方策等を検討します。

（３）生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、長期的な展望と整備計画を踏まえた適切な維持管理に努めます。総合体育館では、老朽化し改修が必要なアリーナの床などについて設計業務を進めます。

８ 文化・芸術の振興

（１）芸術文化活動の推進

文化・芸術は心豊かな社会の形成に寄与することから、関係団体と役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサート、児童生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催します。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

（２）読書活動の推進

学習交流センター「あそぶっく」では、図書館として日常的に楽しく身近に読書ができる環境を提供するほか、読書に関するボランティア活動を支援します。

また、第３次子どもの読書活動推進計画に基づき、学校を通じた児童生徒の読書活動を推進するため、ＮＰＯ法人あそぶっくの会の協力による学校への支援活動を実施し、図書室の環境整備や有効活用、選書の充実に取り組みます。

（３）有島記念館の充実

有島記念館では、大正期を代表する作家・有島武郎の文学、農場解放などの業績を紹介・伝承する取組を進めるとともに、文学・郷土史・美術に関する企画展のほか教育普及事業を開催し、「美術館」「文学館」「郷土博物館」「文化ホール」という４つの機能向上に努めます。

美術館活動については、中高生対象の「有島武郎青少年公募絵画展」をはじめ、有島記念館が所蔵するイラストレーター藤倉英幸氏のコレクションを活用した展覧会を有島記念館のほか姉妹館、町外施設でも開催をします。

文学館活動については、常設展示室を通年公開するほか、「ありしまきねんかんおはなしとあそびのくに」を、ＮＰＯ法人ニセコ未来サポート隊が実施する冬期間の子どもの居場所「キッズパーク」と共同開催します。

郷土資料館活動については、町の歴史的資料収集と郷土資料のデジタル化などを進めます。ニセコ鉄道遺産群では、ニセコ町鉄道文化協会との連携の下、鉄道車両公開をするイベントの開催及び

認知度を町内外に広める広報活動を進めます。

有島記念館は建設後約50年が経過し、老朽化が課題となっています。有島記念館建物並びに有島記念公園など周辺環境の維持を基本としながら、将来にわたり4つの機能が維持できるよう検討を進めます。

令和7年度においても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存でございます。町民の皆様、町議会議員の皆さんの教育行政へのご理解とご支援をお願い申し上げ、執行方針といたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって令和7年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約の契約金額変更）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、3月議会、よろしく願いいたします。ファイルの番号が005、第2回ニセコ町議会議案でございます。これの3ページをお開きいただきたいと存じます。日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約の契約金額変更）についてでございます。

令和6年6月19日議会の議決を経た請負契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、請負契約の名称、ニセコ町定住促進住宅整備事業（設計・施工一括発注）

2、契約年月日、令和6年6月19日。

3、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通240番地、株式会社化石塚建設代表取締役、石塚崇悦。

4、変更内容、請負金額の変更、当初1億7,851万200円、変更後1億8,215万1,200円、増減額364万1,000円の増。

第5、変更理由、居住者用の駐車スペースを確保するための駐車場増設及び敷地内にある既設水道管の切替えに係る外構工事を追加するためということでございます。

6、専決年月日、令和7年2月18日。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

当該住宅は、後の議案で設置条例をご審議いただきますが、移住、定住を基本とし、公共的な仕事に関わる者の住まいを確保するための住宅でございまして、現在本通229番2に建設中の1棟8戸の住宅でございます。過疎債が充当できるということとなったことから、財源は過疎債で賄い、今月3月に完成予定でございます。このたびアオゾラ駐車場5台分の増設、道路の向かい側の5台分ということになりますが、これと建設位置の関係から水道管切替えに伴う外構工事を追加させていただきました。なお、追加費用につきましても過疎債の該当となつてございます。今回については、家賃収入があるということから、過疎債による借入れは全体事業費の75%、約1億3,600万円が過疎

債の借入金になりまして、償還の際はこの70%である約9,500万円、この約9,500万円が償還財源として交付税で措置されるという予定でございます。

報告第1号の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約の契約金額変更）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第8 発議第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小松弘幸。

○6番（小松弘幸君） 日程第8、発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案について提案理由を説明いたします。タブレットの資料番号007を御覧ください。

刑事訴訟法の再審規定は70年以上改正が行われておらず、通常審のような証拠開示の規定がありません。また、検察官は有罪立証を再審公判でも行うことができるにもかかわらず、裁判所が再審開始決定をした後、再審を行うかどうかの入り口段階で不服申立てが繰り返され、時間を空費するという事態も起こっています。

冤罪は誰もが巻き込まれる可能性のある問題です。捜査などの間違いは一刻も早く正されるべきであり、制度の不備で解決が長引くことは許されないと考えます。

よって、刑事訴訟法の再審規定の改正を国に強く要望するため、本意見書案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

提出者、ニセコ町議会議員、小松弘幸。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第9 発議第2号から日程第10 発議第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、発議第2号 ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第10、発議第3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例の件まで2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

榊原龍弥君。

○4番（榊原龍弥君） 日程第9、発議第2号 ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。資料番号008の1を御覧ください。

発議第2号 ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、提出者、榊原龍弥。

記載4名の議員が賛成者となり、提出いたします。

改正の内容は、次のページに記載のとおり、関係法令の改正に伴う所要の改正、文言の変更を行うものです。個別の内容については、資料番号008の2の新旧対照表を後ほど御覧ください。

なお、この条例改正はニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、町民参加等の手続を要しないものとしております。

以上で発議第2号の提案理由の説明を終わります。

続いて、発議第3号を説明いたします。日程第10、発議第3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例について提案理由を説明いたします。資料番号009を御覧ください。

発議第3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例。

ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、提出者、榊原龍弥。

記載4名の議員が賛成者となり、提出いたします。

提案理由は、1ページ目の前文にもあるとおり、ハラスメントは個人の尊厳を傷つける人権侵害行為であり、これを防止し、根絶しなければなりません。ニセコ町議会がその役割を発揮することができるよう、また信頼される議会の実現を目指すため、本条例を案を提出するものです。

次に、条文について説明します。第1条は条例の目的です。議会議員による議員及び町の職員に対するハラスメントを防止するために必要な措置を定め、信頼される議会の実現に資することを目的としております。

第2条はハラスメントの用語定義、第3条から第4条は議会及び議員の責務を規定しております。

第5条はハラスメントを議長に申し出ることができる規定、第6条から第7条はこの申出があったときの措置とハラスメントの中止及び防止のための措置を規定しています。事実関係の調査、確認のため調査会を設置できるとしています。

第8条はハラスメントの行為者の氏名公表を規定、第9条から第12条はプライバシー保護や研修などの関係規定です。

最後の4ページ目、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況について、令和

7年2月10日から23日まで条例案を公表しましたが、意見の提出はありませんでした。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第1号から日程第30 議案第27号

○議長（青羽雄士君） 日程第11、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件から日程第37、議案第27号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件まで27件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、これからちょっとひたすら説明をさせていただくことになりますが、ご容赦願いたいと思います。

議案の4ページでございます。日程第11、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）でございます。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字中央通60番地2外、名称、ニセコ中央倉庫群。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、ニセコ町字中央通106番地2、名称、合同会社エッジストーン、代表者、代表社員、石角健一。

3、指定する期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

ニセコ町倉庫群については、民間活力を導入して、町民や観光客、来訪者などが交流し、気軽にくつろげる休憩の場として、またニセコ町の地域振興と産業活性化に資する施設として平成28年4月から指定管理者制度を活用して、運用しております。このたび3月末日をもって管理いただく期間が切れ、指定管理者選定委員会のご意見を基にニセコ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、民間活力の導入による活発な活用を目指し、指定管理者の公募を行いました。公募の結果、2社から応募があり、2月18日に指定管理者選定委員会を開催し、審議を行った結果、今後の良好な管理が期待できることから、合同会社エッジストーン、これを指定管理者として選定することが適切である旨の答申をいただきました。これによりまして、ニセコ町では答申どおりニセコ町中央倉庫群の指定管理者として合同会社エッジストーンを指定することとし、議会の議決を求めるものでございます。

なお、合同会社エッジストーンの代表である石角健一氏は、2022年3月に地域おこし協力隊を終了し、協力隊滞在中の2021年6月に合同会社エッジストーンを町内中央地区に設立をしました。本町において自動車整備、それから施設管理、それから清掃業務などを手がけております。また、これまでの管理者であった株式会社住まいるニセコからの再委託などを通じて既に中央倉庫の管理に

は精通しております。さらに、これまでの活動の中で地域住民の信頼も厚く、来訪者にも愛され。活用される倉庫群を目指しており、その意欲と実践にご期待申し上げるところでございます。

議案の第1号、説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、5ページでございます。日程第12、議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）でございます。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字中央通33番地外、名称、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」。

2、指定管理者となる団体の名称、所在地、ニセコ町字中央通33番地、名称、株式会社キラットニセコ、代表者、代表取締役、小貫理。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきまして、平成13年6月に開設されました綺羅乃湯は、その運営会社として設立された株式会社キラットニセコに運営を委託してございます。平成17年4月からは同社を指定管理者に指定いたしまして、今月末をもって第6期の指定期間が終わるという状況でございます。

株式会社キラットニセコは、開設以来、地域からの雇用として現在4名の社員と11名のパートが雇用され、地域に根差した経営を行っております。公共温泉は全国でも周辺自治体にあっても多額の運営補填がされる例が多い中、この綺羅乃湯は清潔感がある温泉施設として好評を博し、良好な維持管理がなされ、施設管理費用の節減対策にも余念がなく、キラットニセコの経営努力により健全な経営が続けられている状況でございます。

これまでの優良な管理を考慮いたしまして、これまで5年間であった指定管理期間、これを10年間としたい旨、株式会社キラットニセコと協議し、町長よりニセコ町指定管理者選定委員会にも諮問を行いました。この委員会での審議の結果、ニセコ町駅前温泉綺羅乃湯は株式会社キラットニセコが指定管理者として管理運営を良好に行い、諸問題に適切、効果的に対応して、施設の管理運営のほかに地域経済に対して大きな貢献をしてきた実績があることから、指定の期間を10年間として引き続き担うことが適当であるということの答申が1月14日にございまして、それに沿って今回議案をご提案申し上げるというところでございます。

議案第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、6ページ、日程第13、議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）でございます。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字本通105番地10外、名称はニセコ町学習交流センター。

指定管理者に指定する団体、所在地、ニセコ町字本通105番地、名称、特定非営利活動法人あそぶ

つくの会、代表者、理事長、徳保智子。

3、指定する期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきまして、学習交流センターあそぶつくは、平成15年4月の開設以来、あそぶつくの会に運営を委託してございまして、平成20年度からは同あそぶつくの会が特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人として登記したことに伴いまして、指定管理者に指定して管理運営を行ってございます。

この間、図書に対する町民ニーズの把握や高齢者に配慮した大きな文字の図書の導入提案、さらに新書情報を的確に得るなど、同施設の図書の充実に真摯に取り組んでございます。この間、町民の学びと情報の拠点としてのあそぶつくの運営に加え、読み聞かせや人形劇などのボランティア活動、あそぶつく祭りや季節の諸行事、児童の体験活動あそぶつくらぶなどのイベントを積極的に開催してきたほか、学校図書室の環境整備支援や町内移設や商店に街中文庫を設置するなど、幼児から高齢者まで幅広い層の町民に親しまれ、喜ばれる活動を進めてございます。また、令和3年9月からは、図書館法に基づく施設としてスタッフの司書資格取得などを進め、有資格者による専門的な図書運営に当たってきております。学習交流センターの目的といたします知識、情報に対する様々な要求、これに対応した人づくり、文化の拠点となる施設を目指す観点から、これらの活動、運営の実績は高く評価されたと考え、NPO法人あそぶつくの会を引き続き指定管理者として指定することが当該施設の設置目的を効果的に達成できると考えられます。

こういったことを考慮いたしまして、令和7年1月14日にニセコ町指定管理者選定委員会に諮問を行いました。同委員会で審議の結果、ニセコ町学習交流センターについては開設以来あそぶつくの会が運営を行い、図書の充実はもちろんのこと、イベントや文化活動の発表の場として作品展示を行うなど、積極的に地域住民との交流を行い、施設の利用を促進し、町民にも定着させた実績があるということから、引き続き業務を担うということが適当であるとの答申に沿って、今回のご提案を申し上げるという団体でございます。

議案の第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、7ページです。日程第14、議案第4号 指定管理者の指定について（ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター）について。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者に管理を行わせる施設は、ニセコ町字ニセコ510番地1、ニセコ町五色温泉インフォメーションセンターでございます。

それから、2、これを指定する団体はニセコ町字中央通106番地2、合同会社エッジストーン、代表社員、石角健一でございます。

指定する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

このインフォメーションセンターにつきましては、令和25年4月1日から当初は指定管理制度を

活用して運営をしておりました。しかしながら、業務期間が冬期間のみであること、それから請け負う担い手不足などの事情から最近では業務委託にて管理を行ってきたところでございます。このたび3月末日をもちまして現在の管理者による管理の期間が切れることから、改めて設置条例に立ち返り、訪れる観光客並びに町民が豊かな自然を身近に楽しめるよう地域自然学習、それから環境保全及び山の安全に関する情報を適時に提供し、助言を行うこと、また気軽にくつろげる休憩の場を提供する施設としてさらに施設を充実させるべく、指定管理制度を活用して管理するということといたしました。このため、指定管理者選定委員会のご意見を基にニセコ町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第2条によりまして民間活力の導入による活発な活用を目指し、指定管理者の公募を行いました。公募の結果、1社からの応募があり、2月18日に委員会を開催し、審議を行った結果、今後の良好な管理が期待できることから、合同会社エッジストーンを改めて指定管理者として選定するということが適切であるという旨の答申をいただきました。

なお、合同会社エッジストーンの代表者である石角健一氏は、先ほども申し上げた地域おこし協力隊を卒業をされて、令和3年6月にエッジストーンを設立をしました。重複しますが、本町や倶知安町などにおきまして自動車整備、それから施設管理、それから清掃業務などを手がけてまいりました。また、これらの管理者であった株式会社住まいるニセコからの再委託などを通じて既に五色温泉インフォメーションセンターの管理には精通をしているということでございます。これまでの活動の中で地域住民の信頼も厚く、来訪者に愛される、活用されるインフォメーションセンターの活用を目指して、その意欲と実践に期待したいというところでございます。

第4号の説明は以上でございます。

続きまして、8ページでございます。日程第10号、議案第5号、普通財産の無償貸与（旧宮田小学校屋内体育館）についてでございます。

下記の普通財産を無償貸与したいことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、貸付けする建物の表示、（1）旧宮田小学校屋内体育館、所在、ニセコ町字宮田157番地のうち、構造、鉄骨造平家建て、3、床面積553.55平米。

貸付けの相手方、所在地、ニセコ町字ニセコ482番地1、谷伸治、ニセコスケートパーク実行委員会代表。

3、施設の用途、スケートパークとして利用する。

4、無償貸与の目的、廃校となった旧宮田小学校の屋内体育館を上記相手方にスケートパークの用途として利用することを条件として無償で貸し付けることにより、子どもたちに安全で楽しい練習環境や遊びの場を提供する。また、保護者の方や地域住民の交流の場としての役割も担い、地域活性化に寄与することを目的とするとしております。

無償貸与の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31までとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

大変失礼いたしました。失礼しました。無償貸付けのところをずっと貸与と申し上げていたようでございます。大変失礼しました。普通財産の無償貸付けでございます。訂正しておわびいたしま

す。

議会でも一般質問があり、またかねてから町内でのスケートパーク施設の設置を希望しているニセコスケートパーク実行委員会でございますが、このほど旧宮田小学校屋内体育館での試験利用を終え、騒音など既存の事務所などとの並存活用にも問題がないということが分かりました。ついては、議案項番4の無償貸付けの目的に合致した貸付けを実施したいことから、議会の議決を求めるものでございます。また、実行委員会には法人格がないということから、今回の貸付相手方については実行委員会の代表である個人に貸付けを行うものです。なお、当該実行委員会は、新たなスケートパーク場設置に向けて現在法人格取得手続を進めているということでございます。

議案の第5号については以上でございます。

9ページ、日程第16、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、これを別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

11ページを御覧いただきたいと思います。一番上です。提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律により受刑者の特性に応じた改善更生及び再犯防止を図るため、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとする観点から懲役刑及び禁錮刑、これを拘禁刑に単一化するという改正が行われました。町についても懲役、禁錮の罰則を設けている条例が複数あるため、本条例を提案するというものでございます。なお、本条例内容については、札幌地方検察庁へ事前協議を行い、令和7年2月13日付で特段の問題はないということの回答を得ているものでございます。

10ページにお戻りいただきまして、条例本文でございます。ニセコ町に現在ある5つの条例、最初の第1条の情報公開・個人情報保護審査会条例、これから一番下の第5条のニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例まで、これら現行条例で懲役や禁錮と表記されている部分を全て拘禁刑に改める改正となっております。

次に、附則でございますが、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行日、6月1日から施行するとしています。

2つ目は、条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるということとしてございます。

3つ目は、条例の施行後にした行為であっても改正前の懲役や禁錮に期限の定めが含まれている場合は、改正後の拘禁刑も有期禁固刑とするという決め、それから4つ目、禁錮以上の刑が定められている犯罪、これにつきましては、これについてされた起訴は拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなすということで決めています。

11ページ、最後、この下でございますが、このたびの改正はまちづくり基本条例により住民参加の手続を要しないとしてございます。

第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、12ページ、日程第17、議案第7号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

14ページを御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、これが令和6年6月7日に公布されたことに伴い、引用している条項の整理を行う必要があるため改正をする。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これに基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針、これにて定められた標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、国においてシステム内で住登外者、これは住民票はないが、関係する名簿がある方というような読み方をしていただければよろしいかと思いますが、国においてシステム内で住登外者の宛名番号を管理する機能の番号法上の位置づけが再整理されたことにより、住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番、管理するための事務、これを個人情報の独自利用事務として定めるため、本条例を提案するというものでございます。

13ページにお戻りいただきまして、条例本文ですが、今回の改正内容の1つ目は法律の改正に伴う引用条文のずれと、これを解消するためのもので、表題から数えて上から7行目、3段落目と言ったほうがいいでしょうか。第2条第2項中「第2条第8項」と、これを「第2条第9項」に改め、それから2行下までは上位法の改正による町条例の引用先の改正でございます。

次に、別表1及び別表2についての改正です。これらは、例えばニセコ高校生は住民登録がありますが、こども医療費などの支給で町外に住所がある保護者の課税情報などを知る必要があると仮定した場合、この保護者は住民票はないものの、町ではこれを住登外者と定め、その個人情報を利用できるように条例を改正するというものでございます。このため、別表1及び別表2においてこども医療費や重度障害者の医療費等に関わる住民票のない方、住登外者の情報を町長及び教育長が利用できるように定めるとともに、それ以外の事務で規則に定める事務についても住登外者会社の情報を利用できるというような条例改正を行いました。

14ページ上段の附則でございますが、この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日から施行するとしてございます。

最後に、14ページの下住民参加の状況でございますが、これは住民参加を要しないということで規定してございます。

議案の第7号については以上でございます。

続きまして、15ページ、日程第18、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

18ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由でございます。人事院規則15の14、これの一部改正及び仕事と生活の両立支援の充実に伴いまして、ニセコ町においても制度拡充を行うため、本条例を提出するというものでございます。

条文の16ページにお戻りいただきたいのですが、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の充実、それからフレックスタイム制度及び休憩時間制度に関する事項が示され、遅滞なく実施することや現制度を柔軟化することが示され、その方針に沿って法律が改正されたことによる改正となります。

別に用意をいたしました条例の新旧対照表、これをちょっと出していただきたいです。999—1の6ページでございます。999—1の6ページ、よろしいでしょうか。まず、6ページ、ここに第3条、それから7ページに第5条、それから8ページに第8条の2とあるかと思いますが、こちらにおいてはいわゆるフレックスタイム制の導入に関する改正となりまして、柔軟な働き方の幅を広げることにしております。ただし、条例改正をいたしますが、いわゆるできる規定として位置づけられておりまして、今後の運用に備えるという予定でございます。

次に、7ページにお戻りいただきまして、第6条の休憩時間、こちらについて休憩時間を一斉に与えなくてもよい場合をより柔軟に拡充する改正というものを行っております。

それから、9ページの一番下、第8条の3、こちらは育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限ですが、超過勤務の免除の対象となる職員について、その子どもの範囲を3歳未満から小学校入学までに拡大をしてございます。あわせて、要介護を抱える職員も深夜勤務及び時間外勤務の制限が設けられるということになります。

それから、12ページ中段ですが、こちらに15条の2とございますが、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、これが義務づけられるということになります。

それから、12ページの下段でございますが、15条の3、こちらにおきまして、任命権者は職員に対し介護制度の研修実施、それから相談体制の整備、その他環境整備の措置を講ずるよう義務づけられたという内容になってございます。

それでは、議案本文005の議案の本文の16ページにお戻りいただきたいのですが、よろしいでしょうか。議案本文の16ページでございます。これら今申し上げた内容がこの16ページから17ページの改正に盛り込まれてございます。

18ページの附則でございますが、第1条において、この条例は、令和7年4月1日から施行をします。

ただし、次の規定は公布の日から施行するとし、第2条において3歳児から小学校就学の始期に達するまでの子、これを養育する職員は規則の定めるところにより施行日前に当該請求を行うことができるということとしてございます。

最後に、18ページの一冊下でございますが、まちづくり基本条例によりまして住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、19ページ、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

20ページを御覧いただきまして、提案理由は育児休業、それから介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正による引用条項の改正、それから育児短時間勤務の開始時間の変更、それから育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することができるよう所定の改正を行うということでございます。令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告、これにおいて仕事と生活の両立支援の拡充、それからフレックスタイム制及び休憩時間制度、これに関する事項が示され、遅滞なく実施することや現制度を柔軟化することが示されております。このたびの改正は、人事院のこの法律に沿って法律が改正されたことによる改正となります。

20ページの上段の本文を御覧いただきたいと思います。上から4行目、第7条第2項中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く」、これを削るとございます。この条文改正によりまして、育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することができる規定の改正となります。

次、第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加えると。これは、単純な文言整理。

次、第11条中「1日」を、これを「週休日以外の日において1日」、それから「午前7時」を「午前5時」に改めるとありますが、育児短時間勤務の規定について、勤務開始時間を午前7時からだったものを午前5時からの勤務も可能とするという規定でございます。

最後に、第18条第2項中云々とあるところから2行下の括弧に改めると。この改正は、法律の改正に伴い引用条文のずれが生じたため、修正するという改正でございます。

附則ですが、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。

最後に、20ページの下、このたびの改正でまちづくり基本条例によりまして住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

続きまして、21ページ、日程第20、議案第10号 非常勤特別職の職員……

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により午後2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時40分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎説明の訂正、補足

○議長（青羽雄士君）　ここで提案者より議案第6号について訂正の申出がありますので、これを許します。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君）　大変申し訳ございません。提案の内容に誤りがございまして、そこを訂正させていただきたいと存じます。

005の議案の9ページになります、刑法の一部を改正すると云々というところございまして、これの内容について、10ページにおきまして第1条から第5条まで条例の中で提案をさせていただいたことなのですが、この第5条を削除するというところで修正をさせていただきたいと存じます。当たり前のところでございますが、議会の部分に関する条例ということで、これを私どもがご提案して改正をするということはもちろんできませんので、これを議会の部分もこちらのほうで勝手にといたしますか、入れ込んでしまいまして、これは基本的な間違いというところで、大変失礼いたしました。この（ニセコ町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正）、第5条、この部分を3行とも修正をさせていただくという形をお願い申し上げます。

そして、頭の番号が999—4、これをお開きいただきたいのですが、この999—4が今の修正をした後の提案条例ということで、第5条がこの中から抜けているものでございますので、これを正式な条例提案ということで再度ご提案申し上げたいというところで修正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（青羽雄士君）　議案訂正の説明が終わりました。

◎日程第11　議案第1号から日程第30　議案第27号（続行）

○議長（青羽雄士君）　説明を続けてください。

○副町長（山本契太君）　それでは、大変失礼いたしました。19ページから再度進めさせていただきたいと思います。

議案の19ページ、日程第19、議案第9号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、20ページの提案理由でございます。育児休業、それから介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正による引用条項の変更、育児短時間勤務の開始時間の変更、育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するということができるよう所定の改正を行うための条例改正ということで提案をいたします。令和6年8月に行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立の拡充、フレックスタイム制及び休憩時間制度に関する事項が示され、遅滞なく実施することや現制度を柔軟化することが示されてございます。この制度の改正は、人事院のこの方針に沿って法律が改正されたということで、改正条文を提案するというものでございます。

20ページの上段のところからでございますが、上から4行目、第7条第2項中、地方公務員法第

22条の2第1項の規定に規定する会計年度任用職員を除く、これを削るとあります。この条文改正によりまして、育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するという改正になります。

それから、第8条中のところについては、これは文言の修正でございます。

次の第11条中「1日と」いうのを「週休日以外の日において1日」、それから「午前7時」を「午前5時」、これに改めるとあるのは、育児短時間勤務の規定について勤務開始日が7時だったものを午前5時からできるということの改正です。

それから最後、18条の2、第2項中、2行目、括弧に改めるという改正は、法律の条項ずれを修正するというものでございます。この条例については、令和7年4月1日から施行するというところで、それからまちづくり基本条例による住民参加の手続を要しないとしております。

改めまして議案の第9号に関する説明は以上でございました。

続きまして、21ページでございます。日程第20、議案第10号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例でございます。

非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

23ページを御覧いただきたいと存じます。昨今の人件費の高騰に伴い、非常勤特別職の報酬額の見直しについて議員報酬等審議会へ諮問を行い、報酬額の引上げと支給区分の実態に合わせた変更を行う必要があるという答申を受け、協議した結果、報酬金額等の改正を行うため、本条例を提出いたします。

次に、ファイルナンバーの999の1、新旧対照表でございますが、この999の1の16ページを御覧いただきたいと存じます。999の1の16ページでございます。文言の整理、初めのほうは文言の整理、それから説明はこれで割愛をさせていただいて、次のページの17ページからでございますが、別表1、第2条関係、これを御覧いただきたいと存じます。左の表に対し、右の表で報酬額を改正してございます。例えば監査委員それから教育委員、農業委員と続いて、18ページまで非常勤特別職の報酬改定を示しています。なお、18ページの上段、社会教育委員と、それから5行目のスポーツ推進委員につきましては、月額を日額に改定をしてございます。なお、中段の学校医及びその……失礼しました。月額ではなくて、年額を日額に変更しているということでございます。大変失礼いたしました。それから、中段の学校医及び学校歯科医、こちらにつきましては、長年報酬を据置きしてきたことから、近隣の支給状況にこのたび合わせた額で改定をさせていただいているというところでございます。また、社会教育指導員については、利用がないため廃止をします。それから、選挙関連報酬、これは法律に沿って決めているため、今回は改定いたしません。

もともとの議案、005の22ページにお戻りいただきたいと存じます。議案の005の22ページでございます。こちらの改正条本文にお戻りいただきまして、ここで文言整理と、それからただいまの報酬の改定内容を規定してございます。

下段の附則でございますが、この条例は7年4月1日から施行をいたします。

最後に、23ページの上段、このたびの改正はまちづくり基本条例により住民参加の手続を要しな

いとしているところでございます。

議案の第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、24ページ、日程第21、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

ちょっと飛びますが、32ページを御覧いただきたいと存じます。下のほうの提案理由でございます。令和6年度人事院勧告に基づく給与表の改正、それから制度の見直し、在勤基本手当の創設及び各種手当改正の必要があるため、本条例を提出するとしております。

次に、ファイルナンバーの999の1、新旧対照表でございます。これの19ページ、新旧対照表の19ページから御覧いただきたいと存じます。早速飛んでちょっと恐縮ですが、まず給与表の変更、これについては28ページの下段、別表第1について37ページまで改正をしてございます。

それから、その次、38ページの別表2、これについて人事院勧告に伴い給与表を変更しているということでございます。

そして、19ページにお戻りいただきまして、新旧対照表の19ページ、先頭にお戻りいただきまして、この中段でございますが、第6条です。給与支給方法の変更といたしまして、職員が退職したときは退職月の末日の給与支給とありますのを、これを退職した日までに改めます。

それから、下段、第7条、扶養手当ですが、次の20ページの上段でございますが、扶養手当は第3項において扶養親族たる子については1人1万円、これを1万3,000円に増額改定をいたします。また、支給対象者から配偶者を削除し、後ほど御覧いただきたいと思いますのですが、附則において1年目3,000円、2年目以降廃止ということで、段階的に支給対象から配偶者を削除いたします。

それから、新旧対照表の22ページ、第8条の2、こちらの中段でございます。第2項において、記載のとおり町内在住職員の住居手当、これの上限を3万8,000円から4万5,000円に引き上げ、また最低支給額を6,000円引き上げる改正、これを行います。

それから、22ページの下段、8条の3、通勤手当、これにつきましては24ページにかけて移動手段による距離区分をしてございますが、条例に細かな規定を設けておりましたけれども、これは国に準じて条例ではなく、規則に委任をいたしました。また、国においては新たに新幹線通勤を規定していますが、本町では該当しないことから、通勤手段に新幹線を加える改正はしてございません。

それから、25ページ、これの上段、第8条の4の単身赴任手当、この改正は新採用職員も該当するよう改正をしてございます。

それから、25ページの下段、第8条の6、この在勤基本手当、これにつきましては、この4月から自治体国際化協会、こちらへ派遣している職員が2年間同協会のパリ事務所に赴任をいたします。パリの物価、それから住居手当、物価差、それから為替、これに関する手数料などを考慮して新たに創設する手当でございます。なお、派遣に係る全体的な費用、これについては当協会と特別交付税で全額賄う予定でございます。

26ページ中段、11条の2、管理職手当、これについては支給対象の見直しとして管理職へ会計管

理者を追加し、それから主幹職の創設と室長につきましては主幹職扱いということで移管をいたします。

それから、26ページの下段、11条の3、管理職特別勤務手当、これは時間外が発生する時間をこれまでの午前零時から午後5時までとした規定を午後10時から翌日の午前5時までというふうに変更させていただく改正案でございます。

それから、28ページ上段、16条の3、こちらにおいては短時間再任用職員、それから再任用職員へ扶養手当、それから住居手当、寒冷地手当を追加支給するという改正でございます。

議案の本文に戻っていただきます。ファイルナンバー005でございます。これの32ページ、005の32ページにお戻りいただきまして、この条例の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

なお、附則の第2号、号俸の切替えから第7号、これについては改正に伴う経過措置として細かな規定をしてございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

32ページが一番下でございますが、まちづくり基本条例により住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案の第11号に関する説明は以上でございます。

続きまして、33ページ、日程第22、議案第12号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

2つ飛んで、35ページを御覧いただきたいと存じます。下の提案理由です。勤勉手当の支給に関する条項の追加及び特定職の職員の給与額の変更、その他文言修正を行うため、本条例を提出するとしてございます。

34ページにお戻りいただきまして、会計年度任用職員に関しては令和6年度から勤勉手当を支給できるということとなっておりますが、本町では期末手当の支給率が高いということから、1年見送り、令和7年度から支給を行うよう改正をいたします。

34ページから35ページの改正内容について、主なものについてお伝えをいたします。1つ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給し、その支給率は年0.5か月とします。6月と12月に支給をいたします。

それから、2つ目、国の動向を踏まえ防災専門官の会計年度における特定職の規定、これを削除し、任期付職員での採用へ移行し、待遇改善を図ります。

3番、会計年度職員中の特定職である国際交流員及び外国語指導助手、こちらの給料については、国の制度改正に伴い上限額を36万円まで引き上げます。これらの内容を議案34ページから35ページの改正条例本文に反映してございます。

35ページ、附則でございますが、この条例は、7年4月1日から施行します。

最後に、まちづくり基本条例による住民参加の手続は要しないとしてございます。

議案の第12号に関する説明は以上でございます。

続きまして、36ページ、日程第23、議案第13号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

44ページを御覧いただきたいと存じます。44ページの下に提案理由がございます。国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴いニセコ町でも旅費制度の一部見直しや条例内の文言整理を行うため、本条例を提出するとしてございます。

37ページにお戻りいただきまして、条例改正の頭からですが、37ページにお戻りいただき、主な改正内容を口頭でのみ説明をさせていただきます。8つございます。まず、1つ、引越しに係る移転料、これを名称変更し、転居費といたします。また、これまでの定額制を廃止し、実費支給とします。2つ目、扶養親族移転料、これを家族移転料へ名称変更し、定義を見直します。3つ目、着後手当、これを着後滞在費へ名称変更し、支給方法を見直しました。それから、4つ目、旅行役務提供者、いわゆる旅行会社などに航空券などの旅費の一部を直接支払いできるようにいたします。これまでできなかったものをできるようにいたします。それから、5番目、タクシーとレンタカーなどその他交通費支給規定を追加いたしております。6つ目、町内での宿泊に対応できるよう町内旅費の規定を設定いたします。それから、7つ目、死亡手当の額、これを国の基準に合わせて93万円に改定をいたします。最後の8つ目ですが、法改正に基づき国に準じた旅費の特例、それから旅費の返納、監督規定、これを追加してございます。なお、日当や定額の宿泊費、これについては現状維持するということとしてございます。ただ、宿泊費が定額で賄えない場合、これは実費支給としているところでございますが、3万円の上限規定を行いたいと考えているところでございます。これらの内容を議案の37ページから44ページの改正条例の本文に反映してございます。

44ページの最後でございますが、44ページの附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

なお、附則の第2項から第4項については、記載のとおり経過措置を定めてございます。

最後に、44ページ下のまちづくり基本条例によります住民参加の手続は要しないとしてございます。

議案の第13号については、説明は以上でございます。

続きまして、45ページ、日程第24、議案第14号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

47ページでございます。提案理由です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴いニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うため、本条例を提出するとしてございます。

46ページにお戻りいただきまして、提案理由、本条例につきましては、小学校に就学している児童、これを対象に授業の後に遊びや生活の場を提供する施設、いわゆる放課後児童クラブ、この設置及び運営に関する基準を定めたもので、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、これに基づいて改正を行います。主な改正内容は4つでございます。1つ目、安全計画の策定の義務化、それから2つ目、業務継続計画及び衛生管理訓練の努力義務化、3つ目、職員要件の放課後児童支援員の要件の拡充、4つ目、自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務化でございます。この4つでございます。

なお、附則において、放課後児童支援員の要件については平成32年3月31日まで研修等を修了した者という支援員の雇入れの要件があったのですが、これを要件の緩和によって経過措置が設けられていましたが、その期限については撤廃されまして、期限は設けずに研修の修了を予定する者という形で改めてございます。なお、ニセコ町において運営しているこども館においては、本改正による義務規定はクリアしており、改正については影響はございません。なお、送迎バスなど自動車の運行はニセコ町こども館では想定しておりませんが、今後民間事業者による施設ができた場合に対応できるようにあらかじめ改正のみをしているということでございます。これらの内容を議案の46ページから47ページの改正条文に反映をしてございます。

最後、47ページ、附則ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

まちづくり基本条例による住民参加の手続は要しないと定めてございます。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

続きまして、48ページ、日程第25、議案第15号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。これを別紙のとおり制定するものとするということで、令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

54ページお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について改正を行うというための条例改正の提出でございます。

元の49ページにお戻りいただきまして、本条例はいわゆる市町村が認可する家庭的保育事業などの設置及び運営に関する基準を定めるもので、国で定める子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令、これにより児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、これに基づいて改正を行うということで、内容は5つでございます。1つは、連携施設の見直し及び経過措置の延長、2つ目、安全計画の策定の義務化、先ほどと同じですが、義務化、それから自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務化、それから食事の提供の特例の見直しと、それから経過措置の延長、最後に職員の配置基準の改定及び追加条例における条項に改定ということで、ごめんなさい、それから追加条項による条項及び引用条文の整理ということで改正をさせていただいているところでございます。なお、本町において当該事業に該当する施設は現在ございませんが、今後民間事業者等による施設ができた場合に対応できるということで改正をさせていただいております。これらの内容を議案の49ページから53ページの改正条文に反映してございます。

53ページでございますが、下段の附則において、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

最後に、まちづくり基本条例54条により、住民参加の手続は要しないとしてございます。

議案の第15号については説明は以上でございます。

続きまして、55ページ、日程第26、議案第16号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということで、これを別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

59ページが提案理由でございます。母体保護法施行規則などの一部を改正する内閣府令をはじめ、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例、これに関わる上位法が公布されたことに伴い、所定の改正を行うということでございます。

56ページにお戻りいただきまして、本条例は事業者等が保育所等の子どもを子育て支援を行う場合に国の助成を受けるためのいわゆる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定めたもので、この一部を改正する内閣府令等に基づきまして改正を行うということでございますが、主な改正内容は5つでございます。事業者における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能とすること、それから2つ目、保護者への書面等の交付などについて、これも一部電磁的方法による対応を可能とすること、それから3つ目、懲戒権に関する規定を削除しました。それから、4つ目、連携施設の見直し及び経過措置の延長、5つ目、施設等利用費を法定代理受領する場合の証明書の交付義務の一部緩和、その他条文の読替規定の整理ということでございます。これについても本町については該当施設はありませんが、今後の民間進出ということに備えての改正ということになります。これら内容を56から59ページまで改正条文として反映してございます。

59ページの中段、この条例は公布の日から施行いたします。

それから、住民参加ということについては、手続を要しないとしてございます。

議案第16号に関する説明は以上でございます。

続きまして、60ページ、日程第27、議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案ということでございます。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

61ページを御覧いただきたいと存じます。下段でございます。国民健康保険税について、国の制度改正に合わせて負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額の引上げ及び軽減所得枠、これの拡大を行うという必要があるということが1つ、それから本町では令和12年、2030年から国民健康保険税の水準が全道で統一されるということを見据えまして、昨年度から北海道が示す基準保険料、これに準拠した算定方法に完全移行をしてございます。そこで、このたび令和7年度分として北海道から示された標準保険税率に準拠した算定に改正をするという必要があるということでご

ざいます。加えて、本町独自に子育て支援の充実を図る取組の一環として、子どもを扶養する世帯の経済的負担軽減のため18歳未満の子どもに係る国民健康保険税、この均等割額、これについて全額免除を行う制度、これを導入するため本条例を提出するというものでございます。これは、ここに書いてあるように本町独自の提案ということでございます。

それでは、別紙999の3の資料を御覧いただきたいと思います。これをちょっと御覧いただいて、999の3、今回の改正の概要でございまして、このとおりでございまして、主な改正ですが、まず1の税率の変更でございまして、(2)のとおりで、2030年度に国保財政運営が町から道へ完全移行をいたします。このため、今から北海道が示す標準的な考えに沿った税率への改正をいたします。これによりまして今回の改正は所得税の税率を引き下げ、均等割と平等割は前年度据置きとする内容のため被保険者の負担は基本的に軽減される見込みでございまして、2の課税限度額の引上げでございまして、(2)におきまして、課税限度額、これは3区分ございまして、総額で年額3万円増額といたします。3番目、軽減対象枠、これの拡大でございまして、(2)におきまして均等割と平等割を軽減する所得水準が下記表のとおりで拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減が図られます。それから最後に、4つ目、子育て支援の一環で、町独自でございまして、18歳未満の子どもに係る国保税均等割を全額免除といたします。

条例議案の本文に戻っていただきまして、005の61ページですが、この中段に附則がございまして、この条例は、公布の日から施行するとしておりますが、ただし書に記載された改正部分は地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行の日から施行するとしてございます。

また、適用区分として、この改正は令和7年度以降の保険税に適用しますとしております。

最後に、62ページのまちづくり基本条例の関係でございまして、54条により住民参加等を行いました。内容が以下のとおりでございまして、令和6年12月11日に国保審議会において審議をいたしました。それから、内容の公表をいたしました。公表は期間が2月12日から2月25日まで、場所はニセコ町の掲示板、それからニセコ町税務課、それからホームページでございまして、意見の受付期間を12月10日から25日まで設けて、意見等は1件ございました。

議案第17号に関する説明は以上でございまして。

それから、63ページ、日程第28、議案第18号 ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例でございまして。

これを別紙のとおりで制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

64ページに進んでいただきまして、提案理由でございまして、大型の燃やさないごみを指定袋に入れてごみステーションに排出することができるように新しく55リットルの特大の燃やさないごみ袋を設定するため、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による引用条項の修正等を行うため、本条例を提出するというものでございまして。今回は、条例案にあるとおり内容量55リットルの燃やさないごみ袋1枚150円、これを新たに設けるための条例改正です。利用者のニーズと利便性向上のため、ごみステーションにこれまでよりも大きめの燃やさないごみを排出できるようにすることとございまして。ちなみに、これまで燃やさないごみ袋は10リットル40円、20リットル60円、

45リットル100円、この3種類でございました。

次に、64ページ中段の附則ですが、この条例は、7年4月1日から施行いたします。

それから、まちづくり基本条例についてということで、住民参加については令和7年2月7日から2月20日までこの内容について縦覧をいたしました。担当課、それから公式ホームページで行ったということでございます。これについての意見はなかったということでございます。

議案の第18号に関する説明は以上でございます。

65ページ、日程第29、議案第19号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例と。

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

67ページを御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。ニセコ町では、美しい景観を将来にわたって維持していくために2004年に景観条例を制定いたしました。それ以来大規模な建築や開発の計画があったときには、住民説明会などによって事業者と地域の皆さんとの相互理解を深めながら景観づくりを行ってまいりました。近年今までになかったような大型な開発など複雑化した建築や開発の計画が増えており、現状の条例や規制だけではこれらの事業に対応することが難しくなってきたため、令和6年4月には景観形成の目標や指針、基準などを定め、配慮事項を取りまとめたニセコ町建築ガイドライン、これを策定いたしました。景観条例の次のステップとして、開発事業の審査基準を建築ガイドラインに記載された景観、雪処理に係る配慮事項、これとすることや基本構想段階で行う事前意見交換会の義務化、この規定を設けるため、本条例を提出するというものでございます。

ここで資料の999の1の条例の新旧対照表の111ページでございます。111ページを御覧いただきたいと思います。新旧対照表です。条例の主な改正点をこれによって説明をいたします。111ページ中ほど、条例第2条第10号、この条例で引用する建築ガイドライン、これを景観条例の中に建築ガイドラインを定義したということ、それから111ページ下段、第6条第2項において、開発等事業者による事業内容の説明として義務づけられている事前意見交換、これと住民説明会、これには責任者の出席を義務づけるという改正をいたしました。

それから、112ページ上段、第8条の2、こちらにおいて町の景観づくりは建築ガイドラインの中にある基準によって行われるというものと位置づけてございます。

その下、第13条第2項、これにおいて例えば町内会など特定の地縁のエリア、ここで結ばれる景観協定、これに対し町では支援できるという旨を明文化いたしました。

それから、114ページ、中ほどでございますが、第28条の2、これにおいて開発事業の構想段階での説明、早い時期からの説明、いわゆる事前意見交換、この意見交換会の開催を義務づけました。

それから、115ページ上段、第29条第3項、開発について必要な場合は、より専門的な審議をいただく都市計画審議会に諮問するという規定を設けました。

次に、005に戻っていただきまして、議案の本文でございます。005の66ページにお戻りいただきまして、中段の……67ページでございます。失礼しました。中段の附則ですが、この条例は、令和7年10月1日から施行をさせていただきます。

最後に、まちづくり基本条例ということで住民参加を行いました、まずこの条例案の公表を2月の1日から2月の14日まで都市建設課とホームページで行って、意見の受付が2月1日から2月14日まで行ったということで意見が8件ございました。なお、8件あった意見には、町の意見を付記してホームページで公開をしてございます。

議案第18号に関する説明は以上でございます。

続きまして、68ページ、日程第30、議案第20号 ニセコ町都市計画審議会条例の一部を改正する条例。

この一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

70ページ御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。先ほどの条例改正と同じということで、ここに記載のと通りの提案理由となっております。それから、一部違うところにつきましては、最後のほう、次のステップとして開発事業の審査基準を建築ガイドラインに記載された景観、雪処理に係る配慮事項とすることや基本構想段階で行う事前意見交換会の義務化などのニセコ町景観条例の改正に併せて、ニセコ町都市計画審議会専門部会の設置などを行うため、本条例を提案すると、提出するというものでございます。

69ページにお戻りいただいた後に、主な改正内容について、別紙の資料の999の1をまた開いていただきたいと思いますが、新旧対照表でございます。999の1の119ページでございます。条例の主な改正点をここで説明をします。119ページの上段、都市計画審議会、これの所掌事務、いわゆる仕事内容の規定を第2条から第6条に移動をしました。

そして、120ページ中段、第8条において都市計画審議会に専門部会、これを置き、景観の審査に関し町長から諮問を受けた審議会は第8条第2項の第2号の規定によりさらに専門部会で詳しく審議させるという規定を設けました。

次に、議案の本文、005にお戻りいただきまして、69ページ、下段の附則でございますが、69ページ下段の附則、この条例は、令和7年10月1日から施行いたします。

それから、70ページ、まちづくり基本条例の関係でございますが、先ほど同様の時期に行いまして、意見は同じく8件、これについてもホームページで公開をしてございます。

議案の第19号に関する説明は以上でございます。

続きまして、71ページ、日程第31、議案第21号 ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例についてでございます。

この条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

77ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由です。ニセコ町では、道内外からの転入希望がある一方、町内における慢性的な住宅不足により居住できない課題に対応するため、令和6年度から定住促進住宅整備を進めてきました。定住促進住宅の供用開始に伴う必要な規定を定めるため、本条例を提出するというものでございます。

72ページにお戻りいただきたいと思います。普通地方公共団体は、公の施設の設置及びその管理

に関する条例の条項については条例で定めなければならないとされているため、このたびの条例制定となります。当該住宅は字本通229番地2、こちらの一部に位置し、2階建ての1棟8戸の建物及び物置、合わせて延べ床が320.78平米、構造は木造2階建て共同住宅ということでございます。8戸のうち2戸は1LDK、6戸は1Kの使用となります。入居は、今年7月以降を予定してございます。

この条例の主な内容ですが、72ページの中段、第5条において入居費基準を定めておりますが、（１）、これは公共的な役割を担う事業所に勤務しようとする者、それから（２）においては町内民間事業所が人手不足により緊急的に従業員を雇用する場合、この２つを優先的に入居審査をいたします。上記の該当がない場合に初めて公募による入居を選考すると考えてございます。

下段の第6条の入居者資格でございますが、1つ目は移住者で、これから町に住所を定めようとするもので、5年以上の間町に定住する意思があること、2つ目、町外から転入し、住民登録をしてから1年以内である者のうち、やむを得ない事情で移転が必要であると認められるものであることとしてございます。

このほか、73ページの第7条以降、これは入居の手続や住宅使用料の納付など必要事項を定めてございます。

77ページに飛んでいただきまして、77ページの上段、当該定住促進住宅は上記のと通りの月額使用料を規定をしてございます。

1ページ戻りまして、76ページ下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。また、第2項では準備行為として入居申請等の手続を事前に行うことができるという規定を設けさせていただいているところでございます。

77ページ下、まちづくり基本条例の関係につきましては、住民参加の手続を要しないということで規定させてもらっております。

議案の第21号に関する説明は以上でございます。

続きまして、タブレットの006、こちらでございます。まず、1ページになりますが、日程第32、議案第22号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算、こちらについて説明をいたします。

令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,566万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと存じます。2ページの第1表、歳入歳出予算補正から3ページまでは記載のとおりでございます。

4ページから6ページ、これにつきましては飛ばしていただいて、7ページ、これは記載のとおり、8ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正は合計で先ほど申し上げた1,827万9,000円、財源内訳は国、道支出金が761万8,000円、地方債が1,150万円、一般財源がマイナスの83万9,000円となります。

それでは、説明の都合上、歳出から説明をいたします。13ページをお開きいただきたいと存じます。13ページの歳出です。3款1項1目19節の介護給付等給付費850万円、これについては障害者自立支援事業における介護給付費、例えば施設入所や自立訓練などの給付でございますが、これについて令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬改正により報酬全体で改定率1.12%引上げとなったため、それから今年度の障害福祉サービスの利用実績により予算に不足が生じるため増額補正とします。なお、今回の補正により当該給付費は全体で1億1,615万1,000円となります。

その下、児童手当612万5,000円、これについては令和5年12月に閣議決定した国のこども未来戦略の加速化プランを踏まえた児童手当法の改正によりまして、令和6年10月1日から児童手当が抜本的に拡充されました。これに伴い、12月定例議会で補正をご承認いただいたところでございます。ただ、今回の改定の一部であります3歳から18歳の第3子以降の手当について、3万円に改正するところ、改正前の1万5,000円で積算補正していたため、また新規対象者及び額改定者の申請を一層加味するということを踏まえて、改めて予算の不足が発生するため、補正をさせていただくということでございます。2度目の補正ということで大変申し訳ございません。このような形で612万5,000円の補正ということでございます。その下、補助金等返還金34万6,000円、これは新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により令和5年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、独り親世帯以外の低所得の子どもの世帯分ということについて実績報告及び額の確定により返還金が生じたというによる補正でございます。

14ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、18節の北海道自治体情報システム協議会負担金38万5,000円、これは出産子育て応援交付金の制度改正に伴い現在活用している健康カルテシステム、この標準管理項目などが刷新されるため、システム改修経費について補正をいたします。交付金の10分の10を該当させるという予定でございます。その下、補助金等返還金292万3,000円、これは令和5年度までに実施した分の出産・子育て応援交付金に係る費用及び新型コロナワクチン接種体制の構築に係る費用、それから産後ケア事業に係る費用について精算により交付額が決定し、還付が必要となったということで、当該年度還付を支出により行います。なお、出産子育て応援交付金、それから新型コロナワクチン補助金等については、令和4年度からの繰越し分の補助金等も含まれており、今回の還付で合算して支出をするということになってございます。

15ページです。12月議会で110万円の補正をご承認いただきましたニセコ中学校体育館、これのLED化について補正した金額が過疎債を活用できるということとなり、一般財源を110万円減額し、地方債、これを110万円増額すると。いわゆる予算の組替えでございます。

続きまして、9ページにお戻りまして、9ページの歳入です。15款1項1目2節児童手当負担金408万3,000円、歳出で予算化した612万5,000円の手当に対する3分の2に該当する国の負担金です。

その下、出産子育て応援交付金38万5,000円、これは先ほど申し上げたシステム改修費用に充当するもので、100%の補助となります。

それから、10ページでございます。16款1項1目1節の障害者給付費負担金212万5,000円、これは歳出で予算化した850万円に対する北海道からの負担金、総額の25%に当たります。その下、児童手当負担金102万5,000円、これは歳出で予算化した612万5,000円、これに対する北海道からの負担、総額の6分の1に当たる予算でございます。

それから、11ページ、21款5項4目14節の備荒資金支消金83万9,000円の減額、今回の歳入によって備荒資金を減額するというので、今回の補正の歳入歳出の均衡を図ってございます。

12ページ、22款1項2目2節のニセコ生活の家活動支援補助事業債1,040万円、これは昨年8月議会でご承認いただいた生活の家グループホーム建設支援額1,040万5,000円に対して過疎対策事業債、ハード事業分の2次協議において当該金額のとおり過疎債が配当見込みとなったことから、歳入について増額補正をするというものでございます。

その下、ニセコ中学校照明施設改修事業債110万円、先ほど申し上げた12月の議会で補正をいただいた中学校のLED化の関係ですが、脱炭素推進事業債2次協議、こちらにおいて当該金額が配当見込みとなったことから、歳入について増額補正をいたします。

4ページに戻っていただきまして、4ページは第2表の繰越明許費、これの補正でございます。一番上段、事業名が財産管理一般経費、右欄、44万円、これについては、字羊蹄の町有地に対する所有権移転登記請求事件、これにつきまして昨年10月議会で訴訟費用を補正をいたしました。4月以降についても裁判が続く見込みとなったため、補正した予算を全額こちらで繰り越すということでございます。令和6年9月12日に判決があり、控訴中ということでございます。その下、価格高騰緊急支援給付金・低所得世帯支援事業、こちらとして先月、2月の議会で補正をいたしました非課税世帯3万円、それから子ども1人につき2万円加算ということの給付事業、これについて給付自体は4月以降に行うため、補正した2,609万5,000円のうち右欄のとおり2,540万8,000円を繰り越します。その下、公営住宅改善事業について当初予算にて522万5,000円を計上し、外構工事として今年度建設中の新団地2号棟の駐車場整備、これを予定していましたが、当該工事の実施により2号棟建設が遅れることへの影響を鑑み、522万5,000円全額を令和7年度に繰り越して実施をするということの繰越明許でございます。

続きまして、5ページの第3表、債務負担行為補正ですが、消防庁舎再整備建設工事、こちらについて、当初令和6年度実施予定をしていた基礎工事までの施工が雪などの影響によりできなかったためその工事を令和7年度に実施することから、令和7年度の債務負担限度額について3億1,958万4,000円、これを増額し、19億958万4,000円に変更をいたします。なお、消防庁舎の全体工

事費については、当初予算の範囲内での債務負担行為で、変更はございません。

6 ページ、第4表、地方債補正でございます。まず、上の追加ですが、ニセコ生活の家活動支援事業補助1,040万円、これは先ほど歳出でご説明した生活の家グループホーム建設支援額1,040万5,000円、これに対し過疎の2次が配分されるということで地方債補正を追加するということです。その下、変更ですが、ニセコ中学校の照明設備改修工事、これも脱炭素債を活用し、690万円の起債を設定をしましたが、昨年12月議会で追加補正をいたしました。この追加分について脱炭素債を充当できるということになったので、変更後の限度額を800万円に変更してございます。

16ページ、16ページは最後のページでございます。16ページに飛んでいただきまして、地方債の残高の表でございます。これまでの間一般単独事業債及び過疎債、過疎対策事業債、これについて追加及び変更で1,150万円を新たに加えたことで調書を変更してございます。

なお、議案の第22号の詳細は、タブレットの999—2の補正予算資料ナンバー1で再掲をして説明をしてございますので、こちらについても後ほど審議の参考としていただきたいと思います。と存じます。

議案の第22号のご説明は以上でございます。後ほどよろしくご審議をお願いいたします。

それでは、引き続きファイル005の1を開いていただきたいと思います。と御覧いただきたいと思います。予算特別委員会の中の005の1でございます。一番上です。これの2ページになります。日程第33、議案第23号、よろしいでしょうか。23号 令和7年度ニセコ町一般会計予算について説明をいたします。

令和7年度ニセコ町一般会計予算。

令和7年度ニセコ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、49億円と定める。

令和7年3月5日提出、ニセコ町長、片山健也。

続いて、この令和7年度予算の全体像でございますが、こちらは別冊の冊子、予算に関する参考資料、ファイルナンバーが005の8を御覧いただきたいと思います。これも予算特別委員会の中に収納されております。下から2つ目、005の8でございます。これを御覧いただきたいと思います。こちらの3ページになります。令和7年度の公営企業会計を除く各会計の予算総額は107億5,780万円、前年度比37億8,520万円の増額計上でございます。公営企業会計の予算総額は15億2,229万円で、前年度比

4億4,160万7,000円の増額計上でございます。各会計の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次のページをお開きいただきまして、款別の予算比較、一般会計歳入を4ページに載せてございます。特徴として、1款町税、こちらでは、宿泊税徴収額が通年分となったこと、それから経済状況を織り込み、対前年度比で17.5%、1億7,000万1,000円の増収、それから10款地方特例交付金、これは令和6年度に実施していました定額減税、これの減収分補填がなくなるということから、対前年度比で90.9%の減額、2,000万円の減収という形になってございます。それから、11款地方交付税、これは地方財政計画に基づく算定により普通地方交付税の増加などから2億3,000万円増の25億5,000万円を見込みます。それから、15款の国庫支出金、これは各種事業実施の増で95.5%増、3億9,669万6,000円増額の8億1,220万6,000円を計上。18款寄附金、これは主に企業版ふるさと納税による寄附金の減額、それで対前年度比で30.1%の減額、4,923万円の減収ということでございます。それから、19款の繰入金、これは令和6年度ふるさと寄附金の増加により基金の充当が増え、18.4%増、1億226万8,000円の増収でございます。21款諸収入は、庁舎内の備品や新たに建設するニセコ高校の備品購入の財源として備荒資金支消金を充当するというため55.7%増の1億2,330万円の増収、ちなみにニセコ高校の備品については企業版ふるさと寄附金を充当予定のため、寄附金額に応じて決算時に財源振替を予定してございます。22款町債、これは主に消防庁舎再整備事業、それから高校寮、それから新町営住宅建設などの実施により対前年度比で215.8%増の27億9,250万円の増で計上しているということでございます。自主財源の合計ということで、これは参考にして計算をしてございますが、この表の中の1款、それから13、14款、17款から21款、この合計、これが21億8,281万4,000円ということで、全体に占める自主財源の割合が24.4%となりました。また、地方交付税は全体で24.3%を占める割合となっております。

次に、歳出、5ページに記載のとおりです。これは、歳出については5ページの記載のとおり、それから6ページ、7ページは特別会計予算、それから8ページ、9ページは企業会計予算を載せてございますので、後ほど確認をいただければと存じます。

続きまして10ページ、町税の推移、それから11ページ、これは地方交付税の推移、それから12ページから14ページにかけては性質別予算の前年度比較、それから15ページから17ページにかけては節別予算の前年度比較、これを掲載してございます。これも後ほどご確認いただき、審議の参考としていただきたいと存じます。

次に、38ページを御覧いただきたいと存じます。38ページ、よろしいでしょうか。基金の状況でございます。一般会計の令和6年度見込みは記載のとおりで、大きな取崩しは予定してございません。一旦は予算化するものの、また戻すということで、大きな取崩しの予定はないということでございます。令和7年度は積立金8,677万7,000円、取崩しは6億5,535万8,000円を計上してございます。今後の予算の執行においては、さらなる財源の確保、経費節減、効率的執行に努め、決算期には例年同様基金繰入金の圧縮、元に戻すということでございますが、これに努めてまいりたいと考えてございます。

39ページ、これについては公債費の推移、それから次のページ、40ページは町債借入先別調書で

ございます。

41ページから50ページにかけては、各事業の予算比較、主な増減理由、これを記載してまいります。

それでは、令和7年度予算について款、項、目、節に沿って説明をまいります。当初予算ということで全会計にまたがりますので、新しい事業であるとか大きい増加があるものを中心に説明をまいります。よろしくお願いします。

それでは、予算書の本体005の1にお戻りいただきたいと思います。005の1の3ページを御覧いただきたいと思います。まず、3ページは第1表、歳入歳出予算、こちらの歳入で、5ページまで続いております。

6ページから7ページが歳出でございます。

8ページから12ページ、これは第2表と第3表、これを飛ばしまして、13ページが歳入歳出予算の事項別明細書の総括でございます。

14ページの歳出合計の左から2列目、一般会計の総額が104億7,000万円ということでございます。特定財源を除き一般財源は前年度比で35億4,550万円の増、42億8,406万円ということになります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をいたします。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（青羽雄士君） 本日はこれにて延会いたします。

なお、明日3月6日の議事日程は当日配付いたします。

本日はご苦労さまです。

延会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士（原本自署）

署 名 議 員 大 野 幹 哉（原本自署）

署 名 議 員 高 木 直 良（原本自署）